

# 「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」

～資料集～

令和5年4月

## 目次

□ 取組と対象範囲の関係	3
□ 密集市街地の現状	4
□ 過去の震災の焼失棟数	6
□ 阪神・淡路大震災の被害について	7
□ 糸魚川市大規模火災（糸魚川市駅北大火）について	9
□ 横浜の地形的特徴	11
□ これまでの密集市街地対策 ～いえ・みち まち改善事業～	12
□ 横浜市地震被害想定における全市域の焼失棟数	13
□ 地震時等に著しく危険な密集市街地	13
□ 対象地域の考え方	16
□ 重点対策地域（不燃化推進地域）の区域設定の考え方	17
□ 対象地域の町丁目一覧	22
□ 不燃化推進条例による建築物の防火規制の概要	30
□ 不燃化推進地域 区域図	31
□ 焼失棟数の地域ごとの変化	32
□ 横浜市民の防災・減災についてのアンケート調査結果	33
□ 横浜市民意識調査結果	34
□ ヨコハマ e アンケート [令和4年度第4回] 実施結果	36
□ 地震火災対策計画と防災計画の関係	39
□ 延焼シミュレーションについて	40
□ 区毎の対象地域内の延焼危険性（全11区）	43
□ 地震火災対策重点路線及び候補路線	54
□ 防災まちづくり計画等を策定した地区一覧	56
□ 不燃化強化路線について	57
□ 復興まちづくり	62
□ 地籍調査の状況	62

## □ 取組と対象範囲の関係

取組 1～5	具体的な取組	主体 ※1	対象地域		【参考】 市全域 での取組
			重点対策 地域	対策地域	
取組1	延焼危険性の積極的な周知・説明	市	○	○	
取組1	日常的に防災を意識するような広報や周知啓発の強化	地・市	○	○	
取組2	通電火災対策の促進	家	○	○	
取組2	家具転倒防止器具の設置	家	○	○	
取組2	初期消火器具の整備等	地	○	○	○
取組2	初期消火器具を使用した消火訓練の実施	家・地	○	○	○
取組2	公設消防力の強化	市	○	○	○
取組2	老朽建築物の解体と耐火性の高い建築物への建替え ※2	家・市	○		
取組2	建替えの阻害要因の解消	家	○		
取組2	延焼遮断帯の形成 ※3	市	○	○	
取組2	広場の整備	地	○	○	
取組2	公園の整備	市	○	○	○
取組3	まちの避難経路等の改善	地	○	○	
取組3	地域防災力の向上	家・地	○	○	○
取組3	狭あい道路の拡幅整備の促進	家・地	○	○	○
取組3	建築物の耐震化の促進	家	○	○	○
取組4	不燃化強化路線の指定	市	○		
取組4	課題を多く抱える地区の改善	地・市	○	○	
取組5	復興まちづくり業務の円滑化に向けた取組	地・市	○	○	

※1 「家」：家庭、「地」：地域、「市」：横浜市

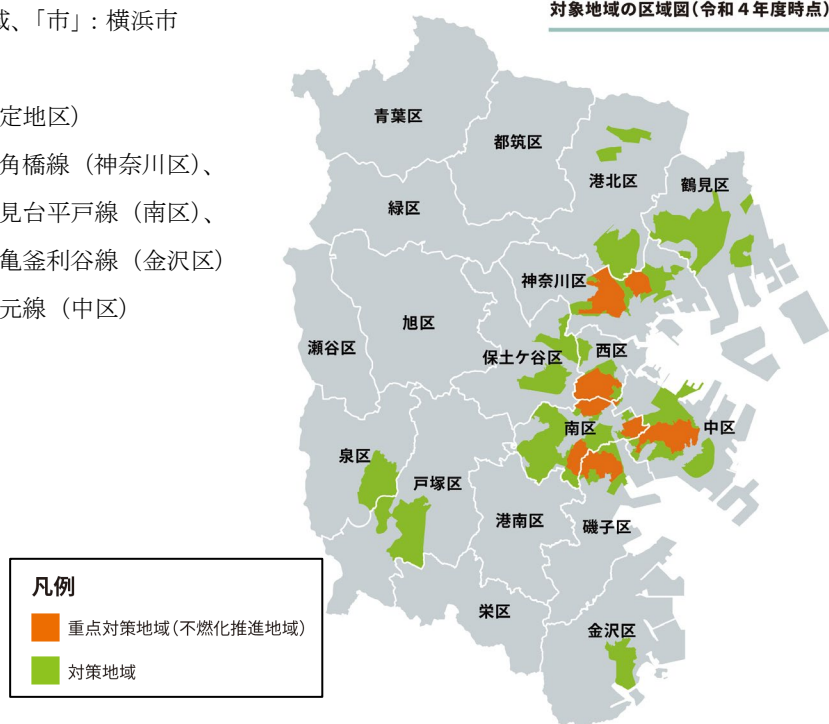
※2 対象地域の一部を含む

(防災まちづくり計画策定地区)

※3 整備及び沿道不燃化：六角橋線（神奈川区）、  
汐見台平戸線（南区）、  
泥亀釜利谷線（金沢区）

沿道不燃化：山元線（中区）

対象地域の区域図(令和4年度時点)

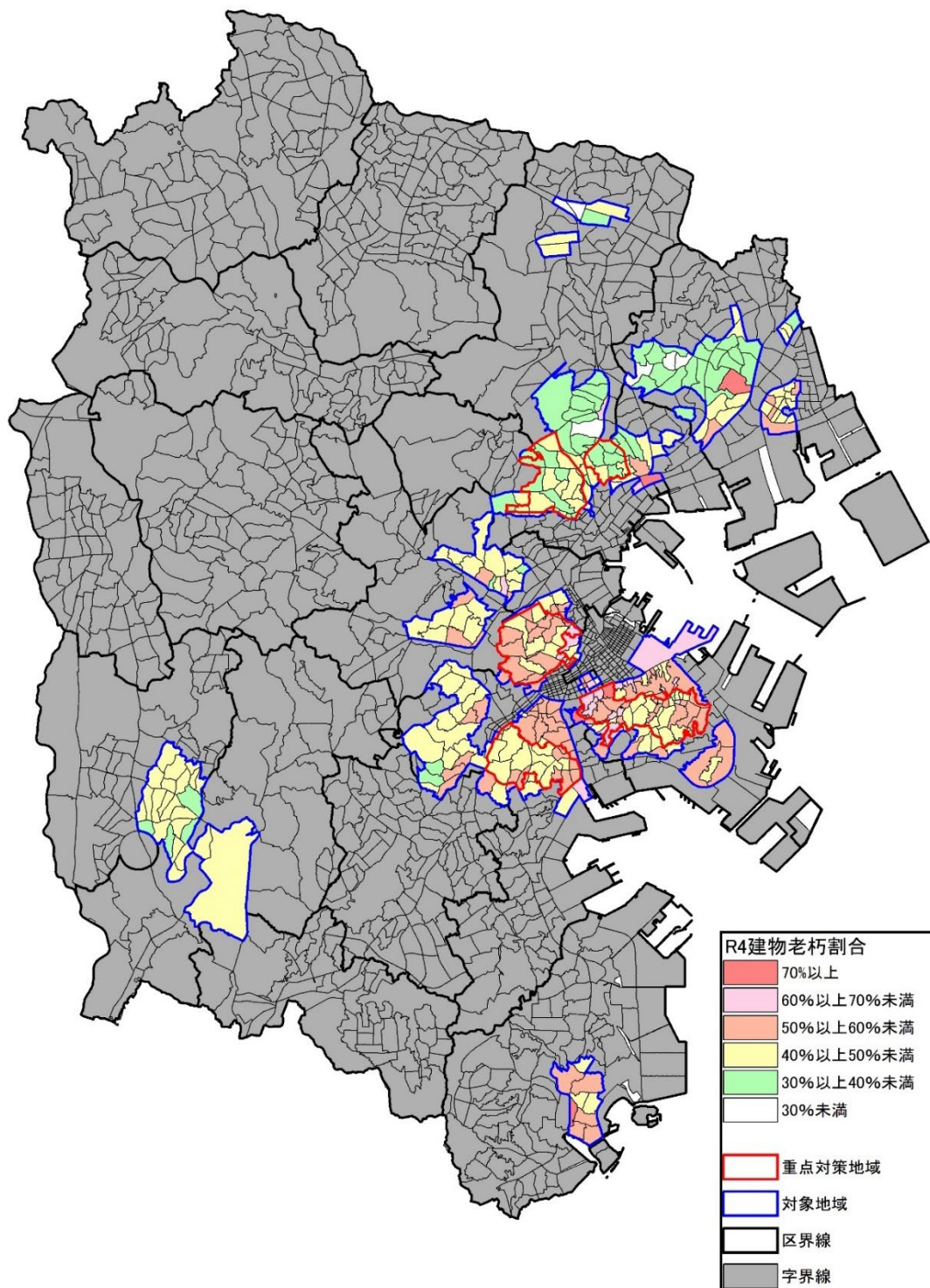


## □ 密集市街地の現状

対象地域内における町丁目毎の老朽建物割合（令和4年度時点）

対象地域内の老朽建物割合（%）

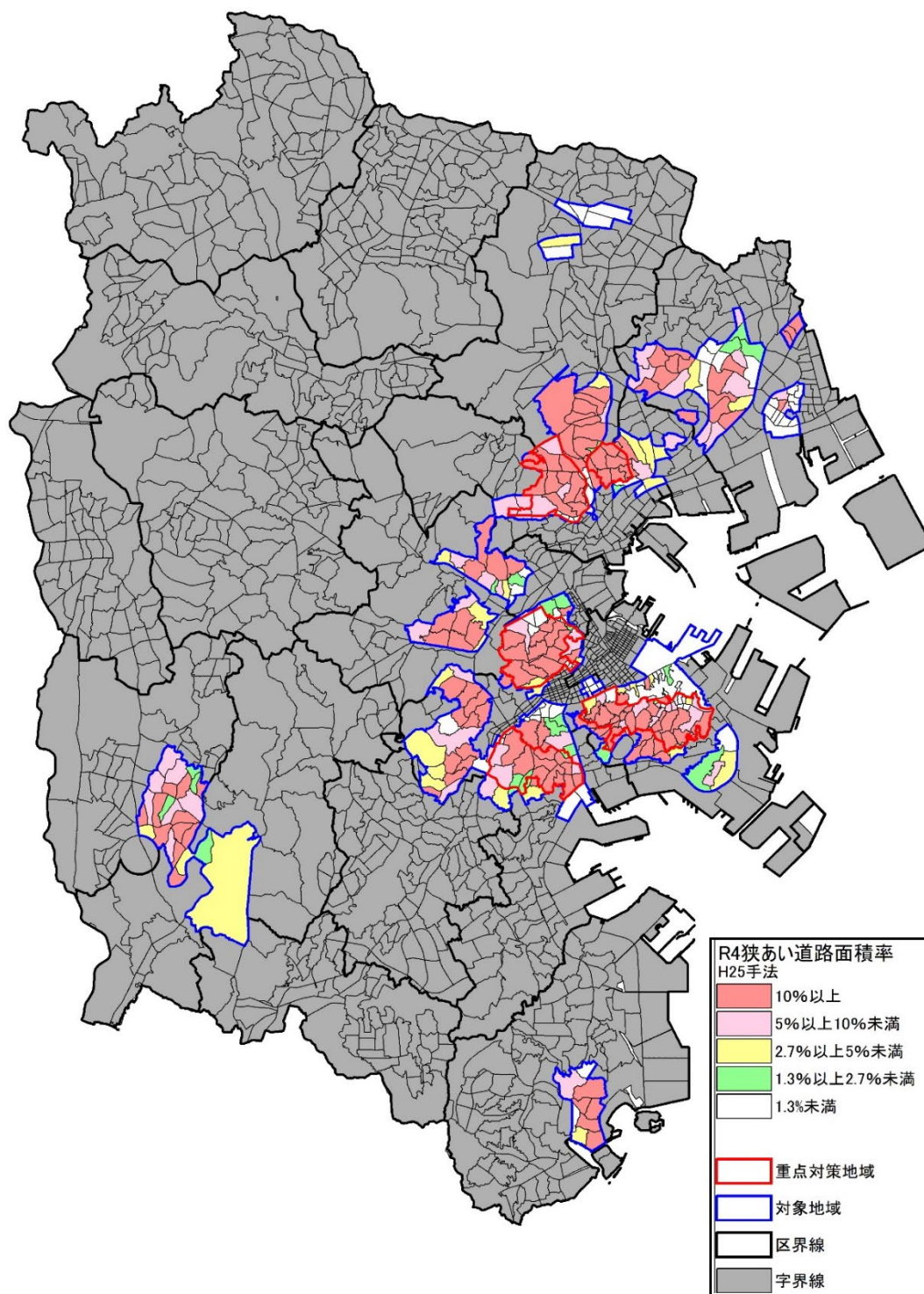
$$\dots \frac{\left( \begin{array}{l} \text{昭和56年以前に建設された木造建築棟数} \\ + \text{昭和46年以前に建設された非木造建築棟数} \end{array} \right)}{\text{全建築建物棟数}}$$



対象地域内における町丁目毎の狭あい道路面積率（令和4年度時点）

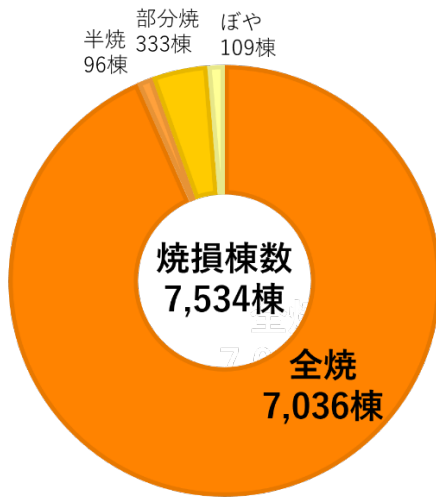
対象地域内の狭あい道路面積率(%)

$$\frac{\dots}{4\text{ m未満道路面積}} \div \frac{\dots}{\text{全道路面積}}$$



□ 過去の震災の焼失棟数

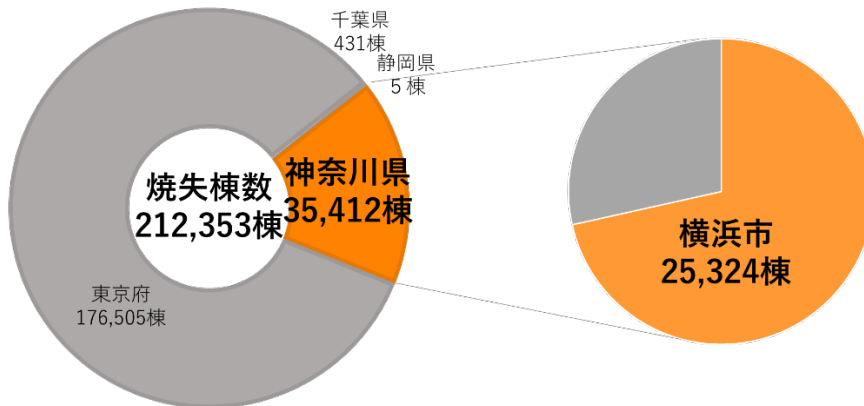
阪神・淡路大震災<1995年>



	全国	兵庫県	大阪府	京都府
死者	6,434人	6,402人	31人	1人

出典：兵庫県 HP 「阪神・淡路大震災の被害確定について」  
(平成 18 年 5 月 19 日消防庁確定)

関東大震災<1923年>



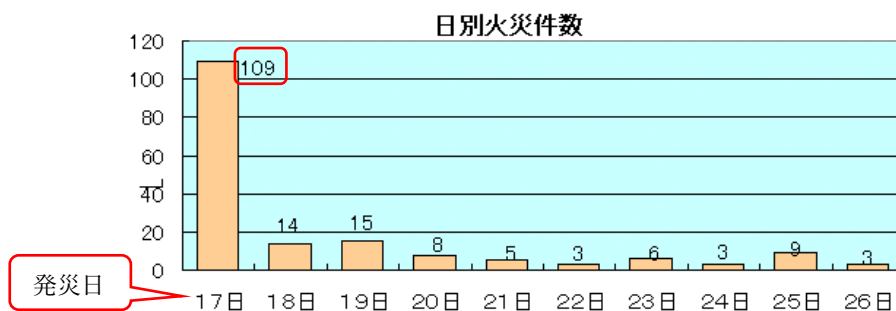
	全国	神奈川県	東京府	千葉県
火災の死者	91,781人	25,201人	66,521人	59人

うち横浜市
24,646人

出典：内閣府 HP 「1923 関東大震災報告書-第 1 編-」平成 18 年

## □ 阪神・淡路大震災の被害について

### 神戸市の日別火災件数



出典：神戸市 HP 「火災防御の概要」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a21572/bosai/shobo/hanshinawaji/taio.html>

### 延焼拡大の原因

神戸市長田区などでは火災が延焼拡大し、大規模火災になった。延焼拡大の原因としては、古い木造家屋の密集、可燃物量の多さなどが指摘されている。家屋の倒壊・損壊という現象も、延焼拡大を助長した面があったとも指摘されている。

- (1) 大規模火災へと延焼拡大した火災の多くは、古い木造家屋が密集している地域に発生していたとされる。
- (2) 道路をふさいだ倒壊家屋や瓦・モルタルの落下も、延焼拡大を助長したものと考えられる。また、一部には飛び火による延焼事例もあった。
- (3) 神戸市長田区では、ケミカルシューズ産業に関わる可燃物の大量存在も延焼拡大の要因のひとつであったという指摘もある。

出典：内閣府 HP 「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」【04】火災の発生と延焼拡大

[https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin\\_awaji/data/detail/1-1-4.html](https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaji/data/detail/1-1-4.html)

### 焼け止まりの要因

焼け止まり要因としては、耐火造建物の存在、道路や線路、空地の存在、公園と緑の存在、開口部対策がとられていたことなどがあげられている。

- (1) 焼け止まり要因としては、道路・鉄道（主に道路）が最も多く、ついで空地、耐火造建物の存在があげられている。
- (2) 耐火・防火造の存在と小規模空地の組み合わせ、幅員のそれほど大きくない道路が沿道の耐火造・防火造や消火活動との組み合わせによって、延焼を阻止した例も報告されている。
- (3) 緑による延焼阻止効果が指摘されたが、これは公園等の空地の存在との相乗効果との指摘もある。
- (4) 防火シャッターや金属製雨戸、網入りガラスなど、適切な開口部対策が延焼を防止した例もあった。

出典：内閣府 HP 「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」【04】火災の発生と延焼拡大

[https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin\\_awaji/data/detail/1-1-4.html](https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaji/data/detail/1-1-4.html)



出典：神戸市 「阪神・淡路大震災発生当時の様子」  
(上) 地震発生後の神戸市上空 (下) 地震火災から逃げる市民の様子



## □ 糸魚川市大規模火災（糸魚川市駅北大火）について

新潟県糸魚川市の糸魚川駅北側において、平成 28 年 12 月 22 日（木）10 時 20 分頃に発生し、翌 23 日（金）16 時 30 分の鎮火に至るまで約 30 時間続いた大規模火災です。

フェーン現象で乾燥した南からの強風にあおられ、焼失範囲は約 4ha、火元から約 300m 離れた日本海沿岸まで燃え広がり、火災としては初めて被災者生活再建支援法（風害による）に適用されました。

### 被害状況（平成 29 年 2 月 14 日現在）

【焼損棟数】 147 棟（全焼 120 棟 半焼 5 棟 部分焼 22 棟）

【焼失面積】 約 4ha （被災エリア）

【焼損面積】 約 3ha（30,412 m<sup>2</sup>）

【負傷者】 17 人（一般 2 人 消防団員 15 人）※中等症 1 人 軽症 16 人

【被災者状況】 145 世帯 260 人 55 事業所

出典：糸魚川市 HP 「糸魚川市駅北大火の概要」

<https://www.city.itoigawa.lg.jp/dd.aspx?menuid=6796>



出典：糸魚川市 HP 「大火の記録展示」

<https://www.city.itoigawa.lg.jp/dd.aspx?menuid=7373>

## 被災範囲（約 4.0ha）



出典：e まっぷいといがわ (<https://itoigawa.geogeo.jp/>) をもとに作成

### 【参考\_同程度縮尺の横浜市内との比較】

横浜公園（約 6.4ha）、横浜中華街（約 25ha）

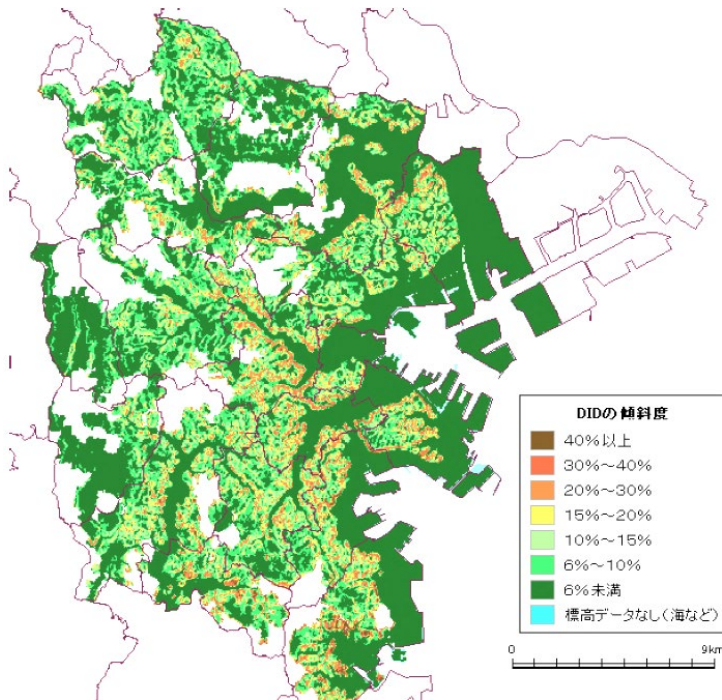
横浜公園の約 2/3、横浜中華街の約 1/6 の範囲が、糸魚川大規模火災で焼失しました。



出典：Google map をもとに作成

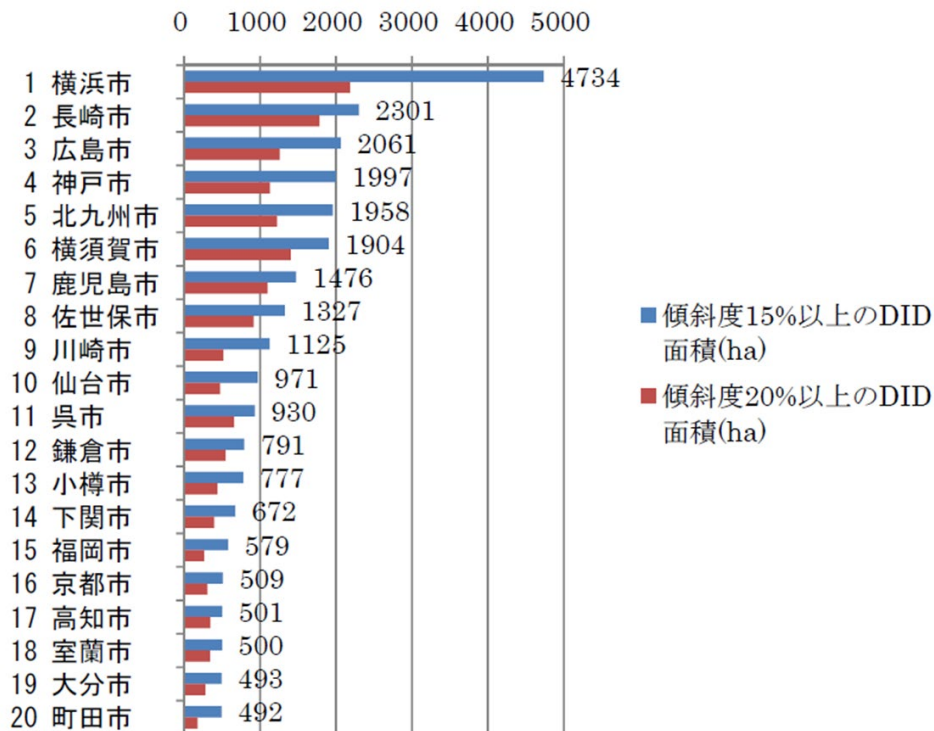
## □ 横浜の地形的特徴

土地の傾斜度が15%以上のDID（人口集中地区）<sup>※4</sup>の面積は、横浜市が全国で1位となっています。



※4 DID：人口集中地区  
次の2つの条件を両方満たす地域

- ・国勢調査の基本単位区の人口密度が4,000（人/k㎡）以上の区が連続している。
- ・隣接する基本単位区との合計が5,000（人）以上



出典：(財) 日本開発構想研究所 「日本の斜面都市」, 平成22年

## □ これまでの密集市街地対策 ～いえ・みち まち改善事業～

## 2章

横浜市では、平成 15 年度から、防災上課題のある密集住宅市街地(23 地域 660ha)において、地域住民との協働により、地域の防災性の向上と住環境の改善を図る「いえ・みち まち改善事業」を進めてきました。

防災性の向上を柱にしながら、地域の様々な課題を含め、住民・行政等が連携して、まちづくりに取り組むものです。具体的には、各地区において、防災まちづくりに関する勉強会から始まり、協議会の設立、組織の認定、防災まちづくり計画策定、プランの認定、事業の実施等を行ってきました。

その後、東日本大震災(平成 23 年)の発生を契機に、「まちの不燃化推進事業」に移行し、地震火災対策に取り組んできました。



「いえ・みち まち改善事業(事例記録集)」(平成 24 年 5 月発行)

私道の  
舗装整備



整備前



整備後



防災イベント(起震車体験)



検討会



まちづくりニュース



まち歩き

整備事例

## □ 横浜市地震被害想定における全市域の焼失棟数

### 火災被害による焼失棟数の予測結果

条件	項目	元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ 巨大地震
冬 18時 6m/s	炎上出火件数(件)	370	100	35
	焼失棟数(棟)	77,654	13,035	5*
冬 5時 6m/s	炎上出火件数(件)	90	32	13
	焼失棟数(棟)	20,435	6,946	2*

\*消防により隣棟への延焼を防ぐことが可能とした

出典：横浜市危機管理室 「横浜市地震被害想定調査報告書（8.火災被害の予測）」,平成24年

## □ 地震時等に著しく危険な密集市街地

### 概要

地震時等において防災上多くの課題を抱える密集市街地の改善は、都市の安全確保のため喫緊の課題であり、国は令和3年3月に閣議決定した住生活基本計画（全国計画）において、延焼の可能性が高く、避難が難しい地区である「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消とそれに合わせた地域防災力の向上に資するソフト対策を強化することとしました。全国の地震時等に著しく危険な密集市街地は以下の表の通りです。

(別紙1)地震時等に著しく危険な密集市街地の地区数、面積、地域防災力の向上に資するソフト対策実施状況一覧  国土交通省

<市町村別概要>

(令和3年3月時点)

都道府県	市区町村	地区数	面積	ソフト対策を3区分とも実施している地区数
埼玉県	川口市	2地区	54 ha	0地区
千葉県	浦安市	1地区	8 ha	0地区
東京都		17地区	247 ha	0地区
	台東区	2地区	18 ha	0地区
	墨田区	2地区	83 ha	0地区
	品川区	8地区	90 ha	0地区
	大田区	2地区	24 ha	0地区
	北区	3地区	32 ha	0地区
神奈川県	横浜市	29地区	355 ha	29地区
滋賀県	大津市	2地区	10 ha	2地区
京都府	京都市	6地区	220 ha	6地区
大阪府		33地区	1,014 ha	14地区
	大阪市	10地区	641 ha	10地区
	堺市	1地区	18 ha	0地区
	豊中市	11地区	137 ha	0地区
	門真市	5地区	108 ha	2地区
	寝屋川市	4地区	72 ha	0地区
	東大阪市	2地区	38 ha	2地区
兵庫県	神戸市	4地区	190 ha	0地区
徳島県		4地区	5 ha	0地区
	鳴門市	2地区	3 ha	0地区
	牟岐町	2地区	2 ha	0地区
高知県	高知市	4地区	18 ha	0地区
長崎県	長崎市	8地区	95 ha	0地区
沖縄県	嘉手納町	1地区	2 ha	0地区
合計		111地区	2,219 ha	51地区

ソフト対策の3区分

- ①家庭単位で設備等を備える取組
- ②地域単位で防災機能の充実を図る取組
- ③地域防災力の実効性を高めるための取組

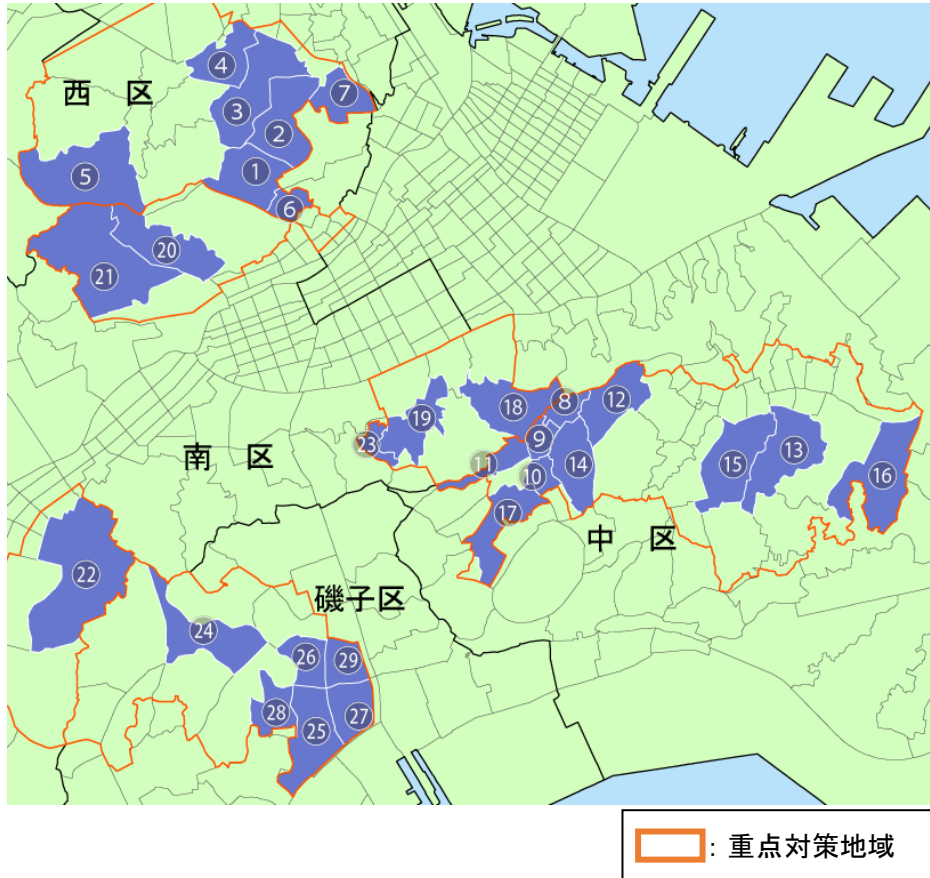
出典：国土交通省 HP 「別紙1：地震時等に著しく危険な密集市街地の地区数、面積、地域防災力の向上に資するソフト対策実施状況一覧」

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk5\\_000086.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000086.html)

## 横浜市の地震時等に著しく危険な密集市街地

以下の地区が地震時等に著しく危険な密集市街地として位置付けられています。

(令和3年3月時点)



No	地区名		No	地区名	
①	西区	霞ヶ丘	⑩	中区	本牧町2丁目
②		西戸部町1丁目	⑪		本牧町3丁目
③		西戸部町2丁目	⑫		本牧町4丁目
④		西戸部町3丁目	⑬		本牧町5丁目
⑤		元久保町	⑭		本牧町6丁目
⑥		赤門町	⑮		本牧町7丁目
⑦		老松町	⑯		本牧町8丁目
⑧	中区	山元町1丁目	⑰	南区	唐沢
⑨		山元町2丁目	⑱		八幡町
⑩		山元町3丁目	⑲		庚台
⑪		大平町	⑳		清水ヶ丘
⑫		柏葉	㉑		大岡一丁目
⑬		本郷町3丁目	㉒		山谷
⑭		西竹之丸	㉓		岡村三丁目
⑮		西之谷町	㉔		久木町
			㉕		広地町
		㉖	中浜町		
		㉗	磯子八丁目		
		㉘	滝頭三丁目		
		㉙	計 29 地区		

出典：横浜市防災まちづくり推進室 記者発表資料，令和2年度

## 横浜市における地区の考え方

### (1) これまでの横浜市における危険密集市街地について

横浜市は平成 15 年から、倒壊や延焼の危険性などを考慮した横浜市独自の指標をもとに抽出した地区 (23 地区 約 660ha) を対象に、住民と行政の協働で取り組む密集市街地対策「いえ・みち まち改善事業」(平成 26 年度からは地震火災対策に基づく「まちの不燃化推進事業」に移行) に取り組んでおり、これらの地区を国土交通省が定める危険密集市街地として位置付けていました。

令和 2 年度時点で危険性未解消の地区が残り 1 地区 約 27ha (中区山元町・柏葉地区) となり、同指標に基づく危険性は概ね解消しています。

### (2) 地区の抽出の考え方

(1) のとおり、これまでの危険性が概ね解消されたことを踏まえ、今後は、より高いレベルで密集市街地対策に取り組むために、国土交通省が示した GIS (地理情報システム) を用いて算出した延焼危険性などの測地的な指標を採用し、以下の方法で 29 地区 約 355ha を抽出しました。

#### <抽出方法>

- 1) これまでの危険密集市街地のうち、危険性未解消の 1 地区については、引き続き取り組む地区として抽出する。
- 2) 平成 26 年度から取り組んでいる地震火災対策において最も地震火災の被害が大きいとされている「重点対策地域 (不燃化推進地域)」の中から、①延焼危険性と ②避難困難性 の両指標が基準値以上の地区を抽出する。

### 【評価指標と抽出基準】

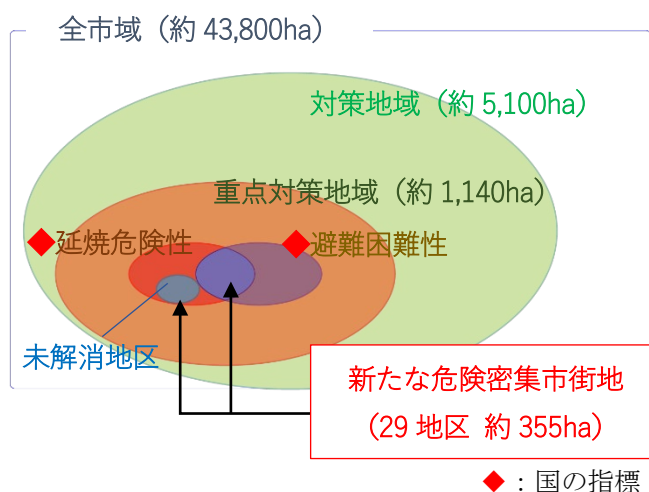
#### ①延焼危険性

GIS を用いて当該地区の焼失率を算定する「想定平均焼失率」が 20%以上の地区

#### ②避難困難性

当該地区における逃げにくさを 5 段階で示した「地区内閉塞度」が 3以上の地区

#### <地区抽出の概念図>



出典：横浜市防災まちづくり推進室 記者発表資料，令和 2 年度

## □ 対象地域の考え方

### 対象地域

横浜市地震被害想定（平成 24 年 10 月）による火災被害は、全市域のうち、特定の地域に集中して被害が生じるという結果となっています。

そこで、施策の重点化を図るため、地震被害想定による焼失棟数の 50mメッシュの分布等から、概ね、全市域の焼失棟数の 8 割が含まれる町丁目を対象地域として絞り込みました。（焼失棟数 5 棟以上/50mメッシュを含む町丁目に相当）

### 重点対策地域（不燃化推進地域）

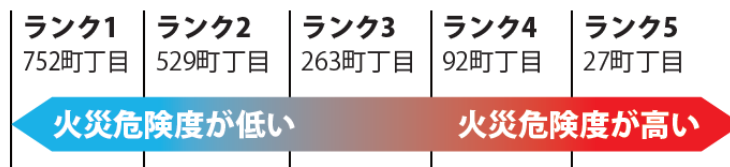
対象地域のうち、火災による被害が特に大きいと想定される、「火災危険度<sup>※5</sup>」ランク 4 以上の町丁目の一部区域など、延焼の危険性が特に高い地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」としました。

なお、重点対策地域の詳細な区域設定については、次頁以降の「重点対策地域（不燃化推進地域）の区域設定の考え方」に記載しています。

**該当地** 神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部

※5 火災危険度

- ・火災の発生による延焼の危険性について町丁目ごとの危険性の度合いを 5 つのランクに分けて、下図のように相対的に評価したものです。
- ・建築物の構造（耐火性能）や建築物の間隔などから決まります。したがって、木造建築物など耐火性能の低い建築物が密集し、広い道路や公園が少ない地域では高くなります。



### 対策地域

対象地域のうち、重点対策地域（不燃化推進地域）を除く地域（延焼の危険性が高い地域）を「対策地域」としました。なお、対策地域は町丁目単位での抽出とします。

**該当地** 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部

出典：横浜市政策局、都市整備局  
「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」、平成 27 年 3 月改正



## □ 重点対策地域（不燃化推進地域）の区域設定の考え方

「重点対策地域（不燃化推進地域）」の区域は、下記の手順で設定しました。

- 1 町丁目ごとの「単位面積あたりの焼失棟数」から、市内の全町丁目について5段階の「火災危険度」のランクに分ける。
- 2 「火災危険度」のランクが4以上の町丁目を中心に、「一体的な延焼範囲」（以下、クラスターという。）を勘案して区域を設定する。

## 1 「火災危険度」のランク分け

- ① 「重点対策地域（不燃化推進地域）」の区域設定にあたり、「新たな防火規制」を導入している東京都の規制区域の指定の考え方を参考に、建築物の延焼被害の危険性を町丁目ごとに比較できるように、平成24年10月に公表した「横浜市地震被害想定調査」から単位面積あたりの焼失棟数を「火災危険量」として算出しました。

## ◆火災危険量

$$\text{火災危険量} = \text{町丁目の地震被害想定における焼失棟数（棟）} \div \text{町丁目面積（ha）}$$

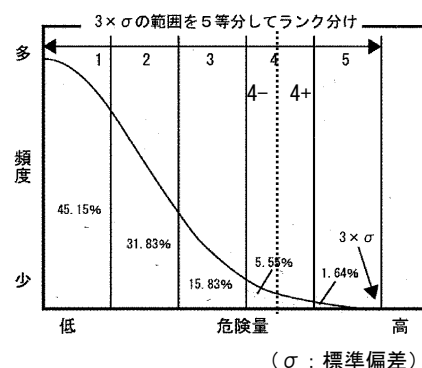
- ② ①で算出した「火災危険量」から、5段階の「火災危険度」のランクに分けました。（火災危険度が最も高いランク＝「ランク5」）

ランクを5つに分ける際、各ランクの町丁目数は、標準正規分布の右半分のうち、全町丁目が含まれる $3 \times \sigma$ （ $\sigma$ ：標準偏差）までの範囲を5等分（ランク4はさらに2等分）した各部分の存在比率（右図内の割り当ての比率）から設定しました。

## 【例】ランク5の町丁目数の設定

$$\text{全市の町丁目数（1,663）} \times 1.64\% \approx 27.3 \Rightarrow 27 \text{ 町丁目}$$

図 「火災危険度」の各ランクの存在比率  
（標準正規分布の右半分）



市内の町丁目における「火災危険度」のランクは、下表のとおりです。

表 「火災危険度」のランク

ラ ン ク	1	2	3	4-※6	4+※6	5	合計
町丁目数	752	529	263	60	32	27	1,663
存在比率(%)	45.15	31.83	15.83	3.62	1.93	1.64	100
単位面積あたりの 焼失棟数（棟/ha）	0.15 未満	0.15 以上 2.83 未満	2.83 以上 17.34 未満	17.34 以上 26.37 未満	26.37 以上 33.34 未満	33.34 以上	
面 積（ha）※7	26,040	12,330	3,880	690	310	250	43,500
市域面積に 対する割合(%)	59.9	28.3	8.9	1.6	0.7	0.6	100.0

※6 より詳細な区域設定を行うため、ランク4の火災危険度をランク4+とランク4-に区分します。

※7 一体的な延焼範囲を勘案して重点対策地域（不燃化推進地域）の区域設定を行うため、表内の面積を単純集計しても重点対策地域（不燃化推進地域）の面積（約1,140ha）には合致しません。

## 2 「クラスター」を勘案した区域設定

「重点対策地域（不燃化推進地域）」については、「火災危険度」のランク4以上の町丁目を中心に、地震被害想定によるクラスターの分布状況や、減災目標の達成に向けた減災効果を考慮し、以下の考え方により抽出しました。

### 【考え方1】

最も火災危険度の高い「ランク5」の町丁目が含まれるクラスター内の「ランク5、4+及び4-」の町丁目の区域

【神奈川A地区】 「ランク5」の旭ヶ丘、斎藤分町、二本榎、松本町1丁目

「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目

（六角橋二～六丁目、神大寺一丁目、平川町、中丸、栗田谷、三ツ沢下町、松本町2～4丁目）

【西地区】① 「ランク5」の伊勢町1丁目、霞ヶ丘、境之谷、西戸部町1～3丁目、西前町3丁目

「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目

（中央一丁目、中央二丁目、西前町2丁目、藤棚町1～2丁目、赤門町2丁目）

② 「ランク5」の東久保町、境之谷

「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目

（藤棚町1～2丁目、久保町）

【中A地区】① 「ランク5」の上野町1丁目、柏葉、西竹之丸、西之谷町、本郷町3丁目、本牧町1丁目、本牧満坂、麦田町3丁目、大和町1丁目、山元町1～3丁目

「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目

（上野町2丁目、本郷町1～2丁目、本牧町2丁目、本牧緑ヶ丘、立野、矢口台、大和町2丁目、鷺山、竹之丸、大平町、簗沢）

② 「ランク5」の上野町1丁目、

「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目

（麦田町4丁目、上野町3丁目）

③ 「ランク5」の本牧町1丁目

「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目

（北方町1～2丁目、千代崎町3～4丁目、本郷町2丁目、本牧町2丁目）

【中B地区】 「ランク5」の赤門町1丁目、英町

「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目

（初音町1丁目、初音町3丁目）

【南A地区】 【西地区】②と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
（庚台、西中町4丁目、伏見町）

【南B地区】① 【中A地区】①と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の唐沢

【南C地区】 「ランク5」の若宮町4丁目

「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目

（若宮町1～3丁目、大岡一丁目、大岡三丁目）

### 【考え方2】

次に火災危険度の高い「ランク4+」の町丁目が複数含まれるクラスター内の「ランク4+及び4-」の町丁目の区域

- 【神奈川B地区】 「ランク4+」の白幡仲町、白幡西町、白幡向町  
「ランク4+」と同一クラスター内の「ランク4-」の町丁目  
(白幡上町、白幡東町、白幡南町)
- 【南B地区】 ②「ランク4+」の中村町2丁目、八幡町  
「ランク4+」と同一クラスター内の「ランク4-」の町丁目  
(中村町1丁目、中村町3丁目)
- 【磯子地区】 ①「ランク4+」の岡村三丁目、滝頭二丁目、中浜町、広地町  
「ランク4+」と同一クラスター内の「ランク4-」の町丁目  
(岡村一丁目、久木町)

### 【考え方3】

考え方1又は2により抽出した町丁目と同一クラスター内に存在する「ランク3」の町丁目のうち、「換算した火災危険量」<sup>※8</sup>による「火災危険度」のランクが4-以上となる区域

※8 概ね1,500㎡以上の大規模公園や学校敷地など延焼の危険性が低い土地の面積を除いた町丁目面積により算出した火災危険量

- 【西地区】 ①伊勢町2丁目(戸部小学校を除いた町丁目面積により算出)  
②元久保町(久保山墓地を除いた町丁目面積により算出)
- 【中A地区】 ①大芝台(根岸共同墓地を除いた町丁目面積により算出)
- 【南A地区】 三春台(関東学院小・中・高を除いた町丁目面積により算出)
- 【磯子地区】 ①磯子八丁目(北磯子住宅を除いた町丁目面積により算出)  
滝頭三丁目(市営滝頭住宅を除いた町丁目面積により算出)

#### 【考え方4】

##### その他市街地の特性や周辺状況により上記に準ずる区域

「火災危険度」のランクが3以下となる町丁目を含め、考え方1から3で抽出した町丁目に隣接し、現地調査やクラスターの分布状況等により、一体的に燃え広がる危険性があると判断した区域とします。

【神奈川A地区】 神大寺四丁目、西神奈川三丁目、広台太田町、三ツ沢上町、三ツ沢中町のそれぞれ一部の区域

【神奈川B地区】 浦島丘、西大口、白楽のそれぞれ一部の区域

【西地区】 ①伊勢町3丁目、老松町のそれぞれ一部の区域

②浜松町の一部の区域

【中A地区】 ①寺久保、本牧荒井、山元町4丁目のそれぞれ一部の区域

②麦田町2丁目～3丁目のそれぞれ一部の区域

③上野町2丁目、千代崎町1～2丁目、本郷町1丁目、山手町

のそれぞれ一部の区域

【中B地区】 初音町2丁目の一部の区域

【南A地区】 清水ヶ丘、南太田一丁目のそれぞれ一部の区域

【南B地区】 ①平楽の一部の区域

②山谷、平楽の一部の区域

【南C地区】 大岡二丁目の一部の区域

【磯子地区】 ①滝頭一丁目、丸山二丁目、岡村二丁目のそれぞれ一部の区域

②岡村四～六丁目のそれぞれ一部の区域（【南C地区】と同一クラスター内）

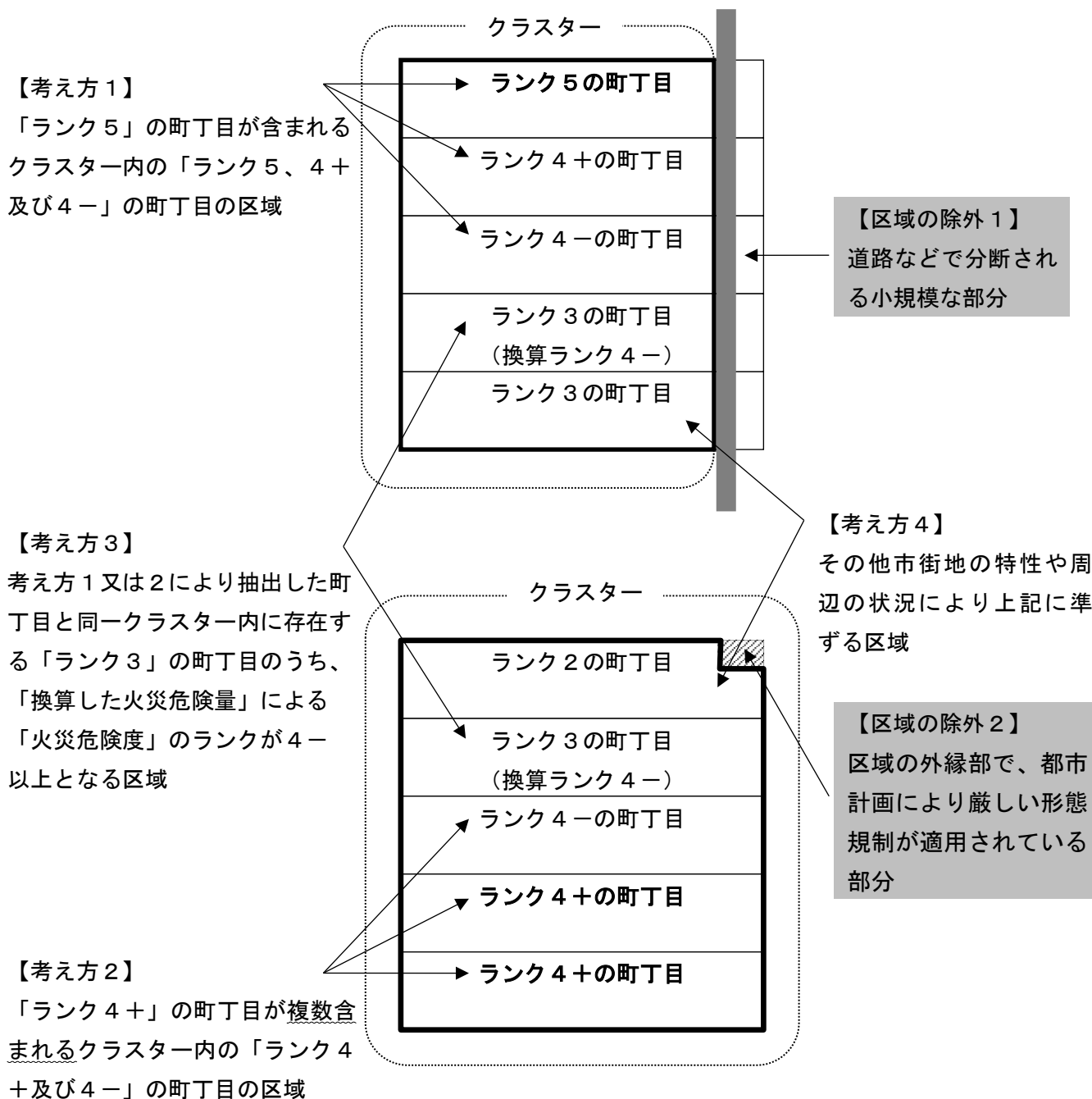
#### 【区域の除外1】道路、河川、線路敷など一定の幅をもつ地形・地物で分断される小規模な部分

考え方1から4で抽出した区域のうち、道路、河川、線路敷など一定の幅をもつ地形・地物で分断される小規模な部分は、延焼の危険性が低いため、区域から除きます。

#### 【区域の除外2】区域の外縁部で、都市計画により厳しい形態規制が適用されている部分

考え方1から4で抽出した区域の外縁部のうち、用途地域や風致地区などの都市計画により、建ぺい率（50%以下）、容積率（80%以下）、外壁の後退距離（前面道路から1m）などの厳しい形態規制が適用されている部分は、密集化の抑制が担保されているため、区域から除きます。

「重点対策地域（不燃化推進地域）」の区域設定の考え方のイメージ図



重点対策地域（不燃化推進地域）のうち防火地域内の建築物については、新たな防火規制の対象外となります。

出典：横浜市政策局、都市整備局

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」, 平成27年3月改正

## □ 対象地域の町丁目一覧

## 対象地域の町丁目一覧（鶴見区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
市場上町	—	3
市場西中町	—	3
市場東中町	—	3
潮田町1丁目	—	3
潮田町2丁目	—	3
小野町	—	2
岸谷一丁目	—	3
岸谷二丁目	—	3
岸谷三丁目	—	3
岸谷四丁目	—	3
北寺尾一丁目	—	3
北寺尾二丁目	—	3
北寺尾五丁目	—	3
北寺尾六丁目	—	3
北寺尾七丁目	—	3
汐入町1丁目	—	3
下野谷町1丁目	—	2
下野谷町2丁目	—	2
下野谷町3丁目	—	2
下野谷町4丁目	—	3
下末吉一丁目	—	3
下末吉四丁目	—	3
諏訪坂	—	2
佃野町	—	3
鶴見一丁目	—	2
鶴見二丁目	—	2
寺谷一丁目	—	3
寺谷二丁目	—	3
豊岡町	—	3
仲通1丁目	—	3
馬場一丁目	—	3
馬場二丁目	—	3
馬場三丁目	—	3
馬場四丁目	—	3
馬場五丁目	—	4-
馬場六丁目	—	4-
馬場七丁目	—	3
東寺尾三丁目	—	3
東寺尾六丁目	—	3
東寺尾北台	—	3
東寺尾中台	—	3
東寺尾東台	—	4-
本町通1丁目	—	3
本町通2丁目	—	3
本町通3丁目	—	3
向井町1丁目	—	2
向井町2丁目	—	1
47 町丁目	0 町丁目	

### 対象地域の町丁目一覧（神奈川区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
旭ヶ丘	○	5
入江二丁目	—	3
浦島丘	○	3
浦島町	—	2
大口通	—	3
大口仲町	—	3
神之木台	—	3
神大寺一丁目	○	4+
神大寺四丁目	○	3
栗田谷	○	4-
子安通1丁目	—	2
斎藤分町	○	5
白幡上町	○	4-
白幡町	—	3
白幡仲町	○	4+
白幡西町	○	4+
白幡東町	○	4-
白幡南町	○	4-
白幡向町	○	4+
立町	—	3
中丸	○	4-
七島町	—	4-
西大口	○	3
西神奈川二丁目	—	3
西神奈川三丁目	○	3
二本榎	○	5
白楽	○	3
平川町	○	4-
広台太田町	○	3
松本町1丁目	○	5
松本町2丁目	○	4+
松本町3丁目	○	4-
松本町4丁目	○	4-
松本町5丁目	—	3
三ツ沢上町	○	3
三ツ沢下町	○	4-
三ツ沢中町	○	3
六角橋一丁目	—	3
六角橋二丁目	○	4+
六角橋三丁目	○	4+
六角橋四丁目	○	4-
六角橋五丁目	○	4+
六角橋六丁目	○	4-
43 町丁目	31 町丁目	

### 対象地域の町丁目一覧（西区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
赤門町 2 丁目	○	4 -
東ヶ丘	-	3
伊勢町 1 丁目	○	5
伊勢町 2 丁目	○	3
伊勢町 3 丁目	○	3
老松町	○	3
霞ヶ丘	○	5
久保町	○	4 +
御所山町	-	3
境之谷	○	5
浅間台	-	3
浅間町 2 丁目	-	3
浅間町 3 丁目	-	4 -
浅間町 4 丁目	-	3
浅間町 5 丁目	-	4 -
中央一丁目	○	4 -
中央二丁目	○	4 +
戸部本町	-	3
西戸部町 1 丁目	○	5
西戸部町 2 丁目	○	5
西戸部町 3 丁目	○	5
西前町 2 丁目	○	4 -
西前町 3 丁目	○	5
浜松町	○	3
東久保町	○	5
藤棚町 1 丁目	○	4 +
藤棚町 2 丁目	○	4 -
元久保町	○	3
28 町丁目	20 町丁目	



### 対象地域の町丁目一覧（中区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
赤門町 1丁目	○	5
池袋	—	3
石川町 1丁目	—	3
石川町 2丁目	—	3
石川町 3丁目	—	3
石川町 4丁目	—	4－
石川町 5丁目	—	3
上野町 1丁目	○	5
上野町 2丁目	○	4＋
上野町 3丁目	○	4－
上野町 4丁目	—	3
打越	—	3
大芝台	○	3
大平町	○	4＋
柏葉	○	5
北方町 1丁目	○	4＋
北方町 2丁目	○	4＋
鷺山	○	4＋
諏訪町	—	2
滝之上	—	3
竹之丸	○	4＋
立野	○	4＋
千代崎町 1丁目	○	4－
千代崎町 2丁目	○	4－
千代崎町 3丁目	○	4＋
千代崎町 4丁目	○	4＋
寺久保	○	3
仲尾台	—	3
西竹之丸	○	5
西之谷町	○	5
初音町 1丁目	○	4＋
初音町 2丁目	○	3
初音町 3丁目	○	4－
英町	○	5
日ノ出町 2丁目	—	2

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
本郷町 1丁目	○	4－
本郷町 2丁目	○	4－
本郷町 3丁目	○	5
本牧荒井	○	3
本牧大里町	—	3
本牧三之谷	—	3
本牧町 1丁目	○	5
本牧町 2丁目	○	4＋
本牧原	—	3
本牧満坂	○	5
本牧緑ヶ丘	○	4＋
本牧元町	—	3
豆口台	—	4－
簗沢	○	4－
妙香寺台	—	3
麦田町 1丁目	—	3
麦田町 2丁目	○	3
麦田町 3丁目	○	5
麦田町 4丁目	○	4＋
元町 1丁目	—	2
元町 2丁目	—	2
元町 3丁目	—	1
元町 4丁目	—	2
元町 5丁目	—	2
矢口台	○	4－
山下町	—	2
山手町	○	2
大和町 1丁目	○	5
大和町 2丁目	○	4＋
山元町 1丁目	○	5
山元町 2丁目	○	5
山元町 3丁目	○	5
山元町 4丁目	○	3
68 町丁目	43 町丁目	

### 対象地域の町丁目一覧（南区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
井土ヶ谷上町	—	3
浦舟町1丁目	—	3
永楽町1丁目	—	3
榎町1丁目	—	4-
榎町2丁目	—	4-
大岡一丁目	○	4-
大岡二丁目	○	3
大岡三丁目	○	4-
大岡四丁目	—	2
大岡五丁目	—	3
庚台	○	4-
唐沢	○	4-
共進町1丁目	—	3
共進町2丁目	—	4+
共進町3丁目	—	4-
山谷	○	3
清水ヶ丘	○	3
白妙町1丁目	—	4-
白妙町2丁目	—	3
高根町1丁目	—	4-
通町4丁目	—	3
中里一丁目	—	3
中里二丁目	—	3
中里三丁目	—	3
中里四丁目	—	4-
永田北一丁目	—	2
永田北二丁目	—	3
永田北三丁目	—	3
永田山王台	—	4-
永田東一丁目	—	3
永田東二丁目	—	3
永田南一丁目	—	3

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
永田南二丁目	—	3
中村町1丁目	○	4-
中村町2丁目	○	4+
中村町3丁目	○	4-
西中町4丁目	○	4-
八幡町	○	4+
東蒔田町	—	4-
伏見町	○	4-
平楽	○	3
別所二丁目	—	4-
別所三丁目	—	3
別所四丁目	—	3
別所五丁目	—	3
別所中里台	—	3
堀ノ内町1丁目	—	3
堀ノ内町2丁目	—	4-
蒔田町	—	3
真金町1丁目	—	3
真金町2丁目	—	3
南太田一丁目	○	3
三春台	○	3
宮元町3丁目	—	3
六ツ川一丁目	—	3
六ツ川二丁目	—	3
睦町1丁目	—	3
睦町2丁目	—	3
若宮町1丁目	○	4-
若宮町2丁目	○	4+
若宮町3丁目	○	4-
若宮町4丁目	○	5
62町丁目	20町丁目	

### 対象地域の町丁目一覧（保土ヶ谷区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
岩崎町	—	3
岡沢町	—	3
霞台	—	3
帷子町1丁目	—	3
帷子町2丁目	—	3
鎌谷町	—	3
神戸町	—	2
桜ヶ丘一丁目	—	3
桜ヶ丘二丁目	—	3
月見台	—	3
初音ヶ丘	—	3
星川一丁目	—	3
峰岡町1丁目	—	3
峰岡町2丁目	—	3
峰岡町3丁目	—	3
宮田町1丁目	—	3
宮田町2丁目	—	3
宮田町3丁目	—	3
和田二丁目	—	2
19 町丁目	0 町丁目	

### 対象地域の町丁目一覧（磯子区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
磯子一丁目	—	1
磯子二丁目	—	2
磯子八丁目	○	3
岡村一丁目	○	4－
岡村二丁目	○	3
岡村三丁目	○	4＋
岡村四丁目	○	3
岡村五丁目	○	3
岡村六丁目	○	3
岡村七丁目	—	2
滝頭一丁目	○	3
滝頭二丁目	○	4＋
滝頭三丁目	○	3
中浜町	○	4＋
久木町	○	4－
広地町	○	4＋
丸山一丁目	—	3
丸山二丁目	○	3
18 町丁目	14 町丁目	

### 対象地域の町丁目一覧（金沢区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
金沢町	—	3
洲崎町	—	3
泥亀二丁目	—	1
寺前一丁目	—	3
寺前二丁目	—	3
西柴三丁目	—	3
平潟町	—	3
町屋町	—	3
谷津町	—	3
9 町丁目	0 町丁目	

### 対象地域の町丁目一覧（港北区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
菊名一丁目	—	3
篠原台町	—	4-
篠原町	—	3
篠原西町	—	4-
篠原東一丁目	—	4-
篠原東二丁目	—	4-
篠原東三丁目	—	3
新吉田東五丁目	—	3
新吉田東六丁目	—	3
高田東一丁目	—	3
高田東四丁目	—	3
綱島西五丁目	—	3
仲手原二丁目	—	4-
錦が丘	—	3
日吉本町四丁目	—	2
富士塚一丁目	—	4-
富士塚二丁目	—	4-
17 町丁目	0 町丁目	

### 対象地域の町丁目一覧（戸塚区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
汲沢一丁目	—	3
汲沢三丁目	—	3
汲沢四丁目	—	3
汲沢五丁目	—	3
汲沢六丁目	—	3
汲沢七丁目	—	3
汲沢八丁目	—	3
戸塚町	—	2
8 町丁目	0 町丁目	

### 対象地域の町丁目一覧（泉区）

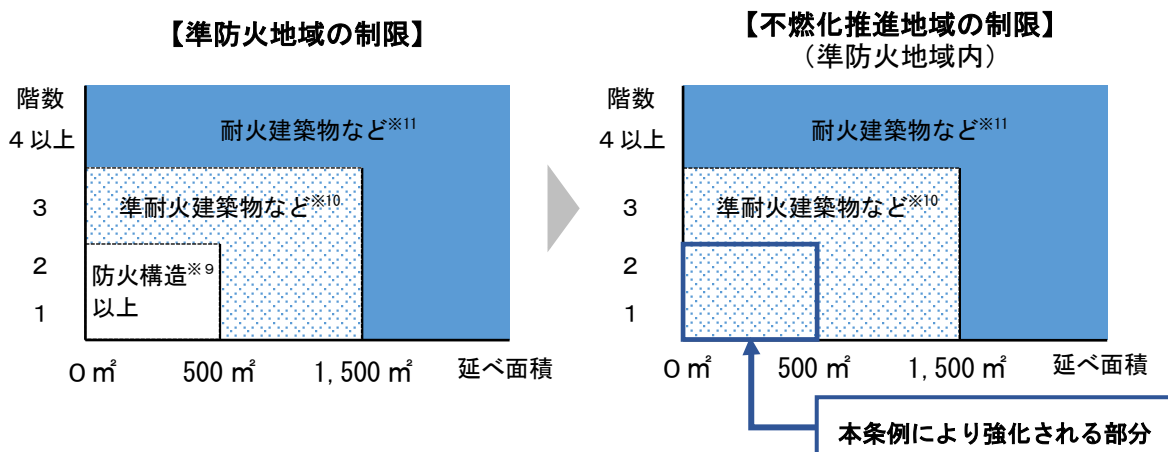
町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
白百合一丁目	—	3
白百合二丁目	—	3
白百合三丁目	—	3
中田北二丁目	—	3
中田北三丁目	—	3
中田西二丁目	—	3
中田西三丁目	—	3
中田西四丁目	—	3
中田東一丁目	—	3
中田東二丁目	—	3
中田東三丁目	—	3
中田東四丁目	—	3
中田南一丁目	—	3
中田南二丁目	—	3
中田南三丁目	—	3
中田南四丁目	—	3
中田南五丁目	—	3
17 町丁目	0 町丁目	

出典：横浜市政策局、都市整備局  
「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」，平成 27 年 3 月改正

本条例による建築物の防火規制は、平成 27 年 7 月 1 日以降に着工する建築物について適用されます。

本条例により、不燃化推進地域（防火地域を除く。）内の地階を除く階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500㎡以下の建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物のいずれかとする必要があります。

不燃化推進地域は防火地域及び準防火地域の一部を指定しているため、不燃化推進地域のうち防火地域を除く区域は、全て準防火地域に指定されています。準防火地域では、本条例の適用前は地階を除く階数が 3 以上又は延べ面積が 500㎡を超える建築物について、耐火性能強化の制限がありますが、本条例により、建築基準法（以下、「法」といいます。）では準耐火建築物などとするのが要求されない規模の建築物についても制限が拡大されます。



※9 木造建築物等の場合。それ以外の建築物の場合は防火規制なし  
 ※10 準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物も可  
 ※11 耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物も可

出典：横浜市 HP 「不燃化推進条例 条例本文・逐条解説」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/funenka.html>

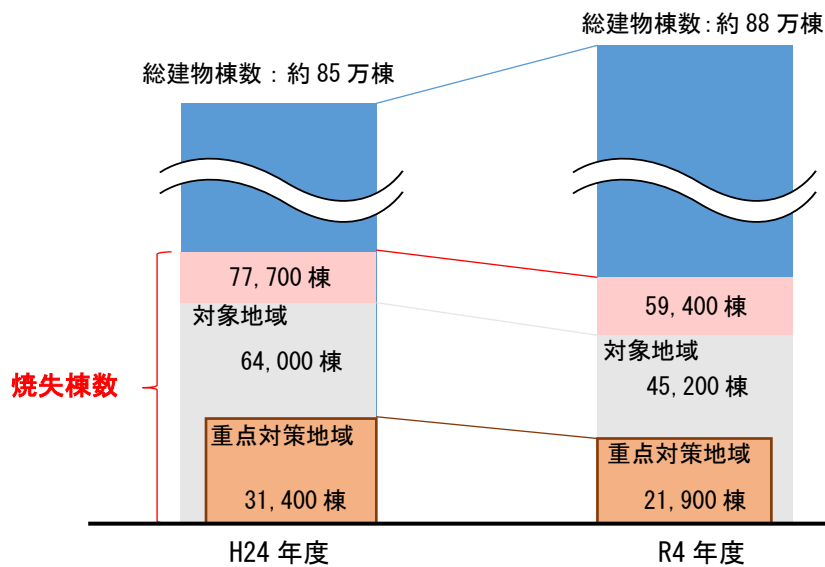


出典：横浜市 HP 「不燃化推進条例 条例本文・逐条解説」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/funenka.html>

## □ 焼失棟数の地域ごとの変化

	H24 年度（被害想定）		R4 年度		焼失棟数の 減少数 (H24→R4)
	焼失棟数	総建物棟数	焼失棟数	総建物棟数	
	焼失棟数の割合		焼失棟数の割合		
市全域	77,700 棟	約 85 万棟	59,400 棟	約 88 万棟	▲18,300 棟
	約 10 棟に 1 棟		約 15 棟に 1 棟		
対象地域 (重点対策地域 +対策地域)	64,000 棟	約 17 万棟	45,200 棟	約 19 万棟	▲18,800 棟
	約 3 棟に 1 棟		約 4 棟に 1 棟		
重点対策地域	31,400 棟	約 5 万棟	21,900 棟	約 5.5 万棟	▲9,500 棟
対策地域	32,600 棟	約 12 万棟	23,300 棟	約 13 万棟	▲9,300 棟





## □ 横浜市民の防災・減災についてのアンケート調査結果

令和3年度 横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート（総務局危機管理室）

## 【問8 地震火災での心配事】

問8 阪神・淡路大震災では、大規模火災が発生し深刻な被害をもたらしました。地震により火災が発生した場合、あなたの住んでいる地域で心配なことは何ですか。

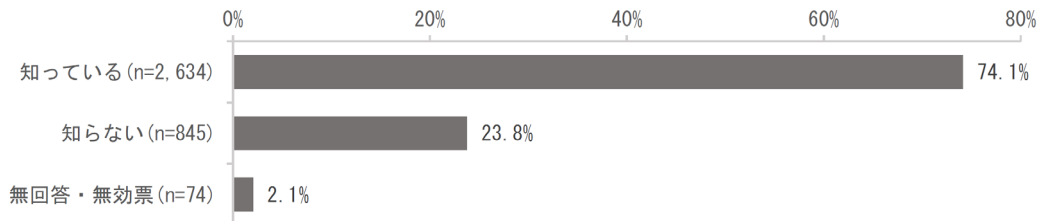
該当するものすべてを選択して番号を○で囲んでください

1. 自宅が燃えてしまうこと	77.7	5. 道路の幅が狭く避難が難しいこと	5.8
2. 周辺の建物への延焼	53.6	6. 近くに避難できる小広場などがないこと	4.9
3. 消火器や消火スプレーなどを備えていないこと	17.8	7. 避難場所等が分からないこと	6.8
4. 道路の幅が狭く消防車が進入できないこと	12.3	8. 特に心配はない	6.2
		9. その他（ ）	2.7
		無回答・無効票	1.6

## 【問16-1 避難時のブレーカー遮断の認知度】

1. 地震時に自宅から離れる際は、ブレーカーを落とすこと

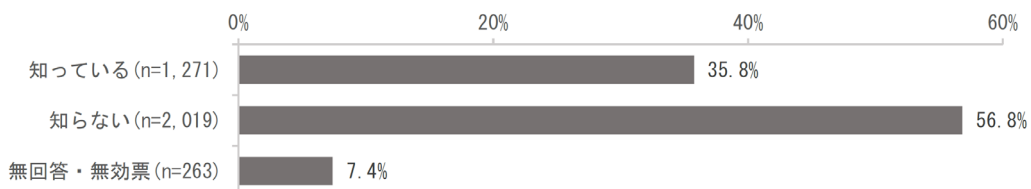
【全体集計】n=3,553



## 【問16-2 感震ブレーカーの認知度】

2. 強い地震が発生した時に、自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」という器具があること  
（電気が漏れた際に遮断する「漏電ブレーカー（漏電遮断器）」とは別の器具です）

【全体集計】n=3,553



## □ 横浜市民意識調査結果

### 令和3年度 横浜市民意識調査（政策局政策課）

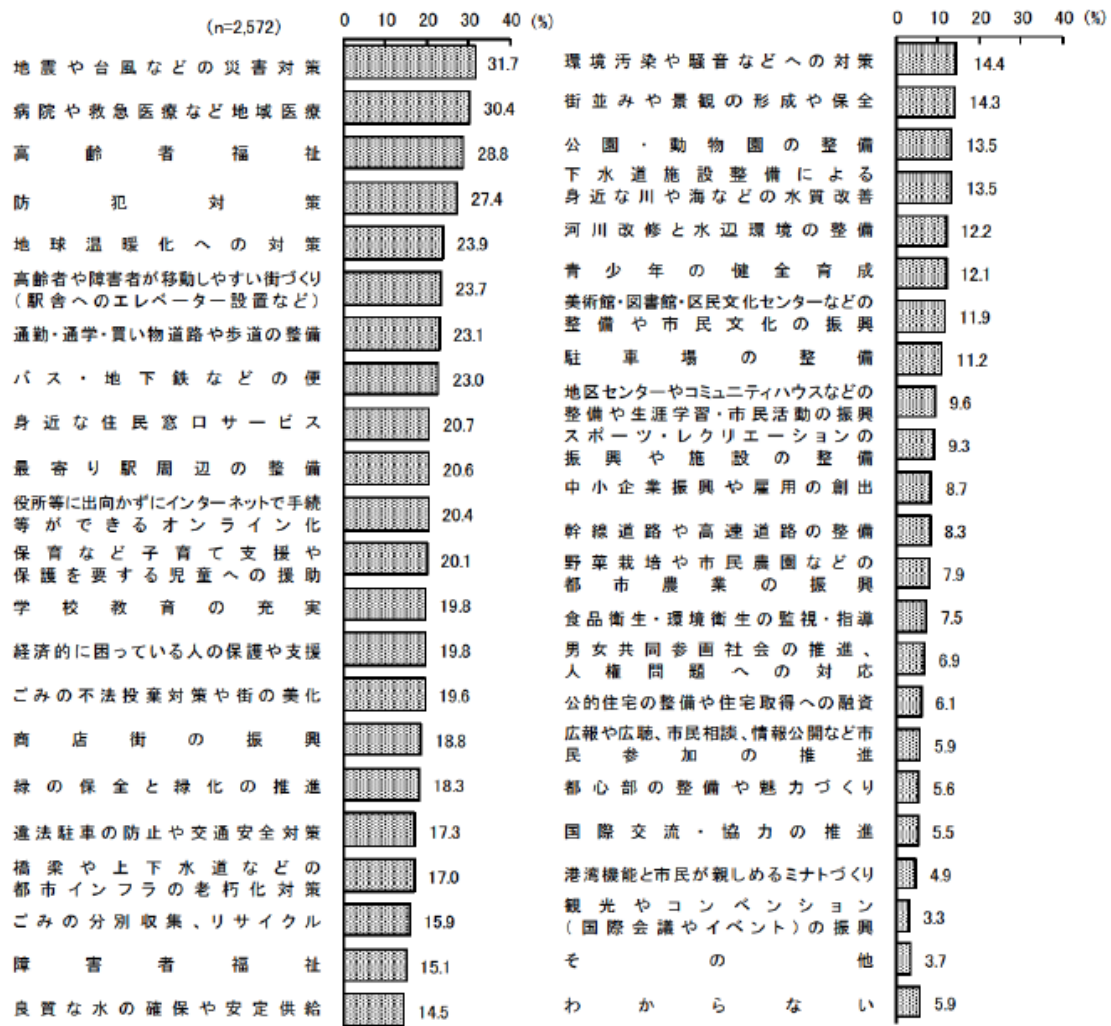
#### （2）市政への要望

問9 あなたが、今後、充実すべきだと思う公共サービスは何ですか。次の中からいくつでも選んでください。（〇はいくつでも）

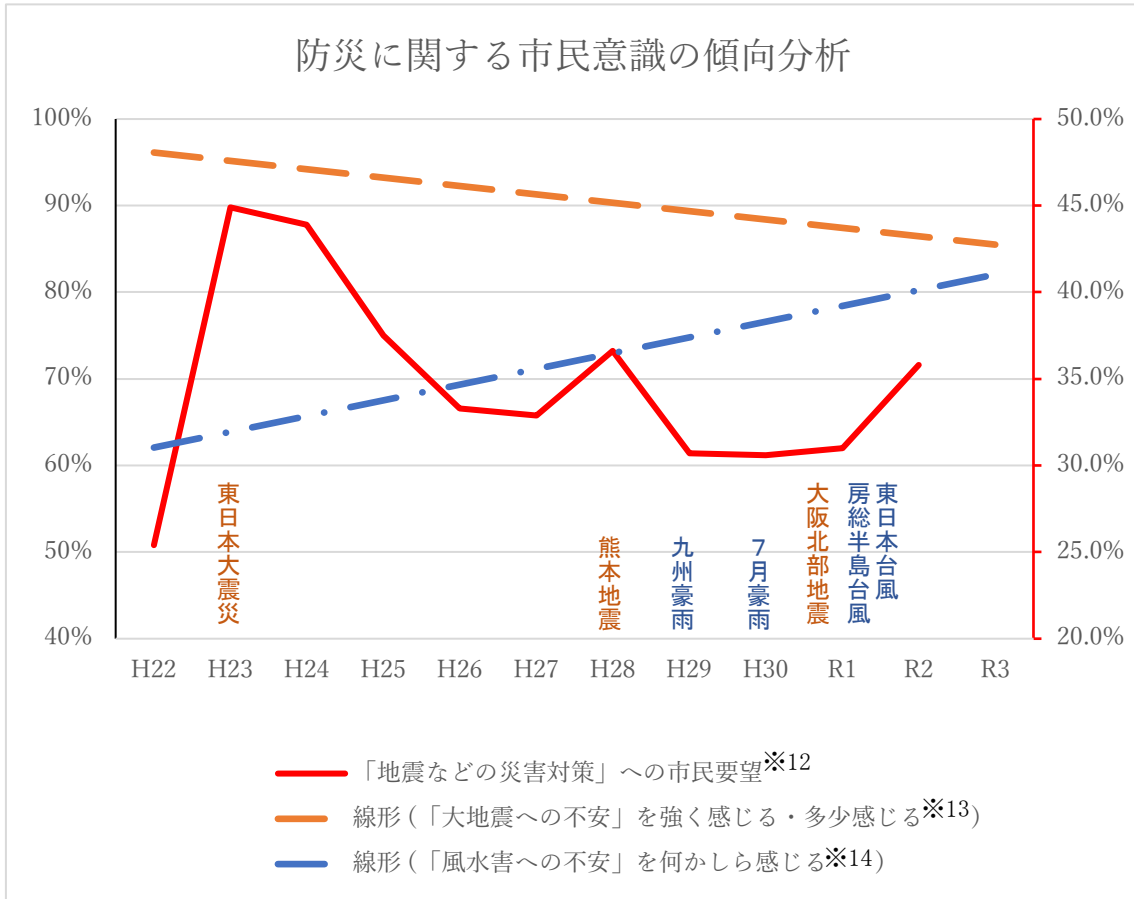
#### 「地震や台風などの災害対策」が1位

市政への要望については、「地震や台風などの災害対策」が最も多く、次いで「病院や救急医療など地域医療」、「高齢者福祉」などの順となっている。

図1-2-1 市政への要望【全体】（複数回答）



【参考】防災に関する市民意識の傾向分析



※12 政策局政策課 「令和2年度 市民意識調査」より

※13 総務局危機管理室「令和3年度 防災・減災の意識、取組に関するアンケート」問6より線形化

※14 総務局危機管理室「令和3年度 防災・減災の意識、取組に関するアンケート」問21より線形化

「地震火災対策のまちづくりに関するアンケート」(都市整備局防災まちづくり推進課)

**Q5** ご家庭で日頃の防災行動として実施していること(実施した)を教えてください。  
 (\*)感震ブレーカー:地震の大きな揺れを感知して電気を自動的に遮断し、電気火災を防ぐ器具。電気が漏れた際に遮断する「漏電ブレーカー(漏電遮断器)」とは別の器具です。  
 ※「コ 特に何もしていない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。  
 (複数選択可)

n = 1,539

ア	飲料・食料などの備蓄や非常用持ち出しバッグの準備 (Q7へ)	75.3%	1,159
イ	災害時の家族との安否確認方法の共有 (Q7へ)	35.0%	539
ウ	自宅周辺の災害リスクや避難場所・避難経路の確認 (Q7へ)	50.7%	780
エ	自宅の耐震性や耐火性の確認 (Q7へ)	28.8%	443
オ	感震ブレーカー(*)の設置 (Q7へ)	11.6%	178
カ	家具の転倒防止や落下防止対策 (Q7へ)	48.8%	751
キ	スマートフォンへの防災アプリのインストール (Q7へ)	44.1%	678
ク	地域の防災訓練や消火訓練への参加 (Q7へ)	24.9%	383
ケ	マイ・タイムラインの作成 (Q7へ)	1.9%	29
コ	特に何もしていない (Q6へ)	7.5%	115
サ	その他 (Q7へ)	0.5%	8

**Q6** Q5で「コ 特に何もしていない」と回答された方にお聞きします。  
 特に何もしていない理由について教えてください。  
 (複数選択可)

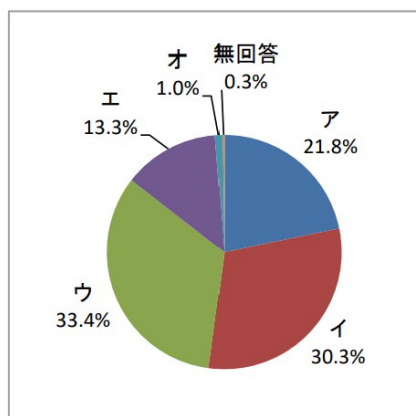
n = 115

ア	災害の危険性を特に感じないから	14.8%	17
イ	危険性があるのはわかっているが具体的にどうしていいかわからないから	50.4%	58
ウ	自分だけ対策しても近隣が対策しなければ意味がないから	7.0%	8
エ	災害が起きたら行政がなんとかしてくれると思うから	3.5%	4
オ	災害が起きても逃げられると思うから	10.4%	12
カ	対策したいがお金がないから	12.2%	14
キ	持ち家ではないから	13.9%	16
ク	いずれ解体・売却しようと思っているから	0.9%	1
ケ	面倒だから	16.5%	19
コ	その他	7.8%	9

**Q8** ご自宅の周辺は、木造住宅が密集している・道が狭いなど、地震が起きた時に危険だと思いますか。  
 (単一選択)

n = 1,539

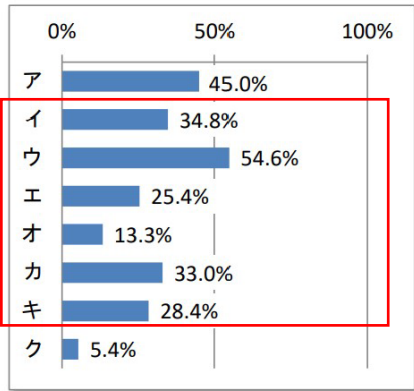
ア	そう思う (Q9へ)	21.8%	335
イ	少しそう思う (Q9へ)	30.3%	467
ウ	あまりそう思わない (Q10へ)	33.4%	514
エ	思わない (Q10へ)	13.3%	204
オ	分からない (Q10へ)	1.0%	15
無回答		0.3%	4
		100.0%	1,539



**Q9** Q8で「ア そう思う」、「イ 少しそう思う」と回答された方にお聞きします。大地震が発生したら、どのような危険性があると思いますか。  
(複数選択可)

n = 802

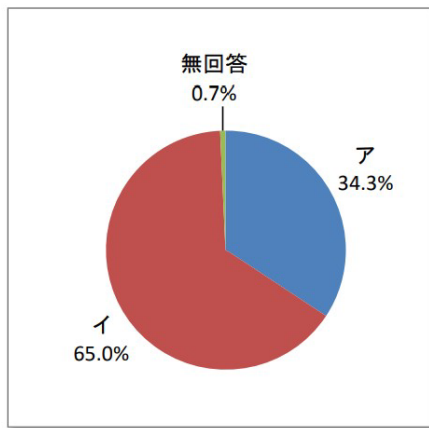
ア	自宅が倒壊してしまう	45.0%	361
イ	自宅から出火して自宅が燃えてしまう	34.8%	279
ウ	隣の家の火災が飛び火して自宅が燃えてしまう	54.6%	438
エ	安全に逃げられる道路がない	25.4%	204
オ	安全に避難できる場所(公園・広場・学校など)が近くにない	13.3%	107
カ	消防車や救急車が通行できる広い道路に面していない	33.0%	265
キ	道路沿いの建物が倒壊し安全に避難できない	28.4%	228
ク	その他	5.4%	43



**Q12** Q11で「ア 住んでいる」と回答された方にお聞きします。あなたのお住まいが、延焼被害が大きなエリアである「重点対策地域」や「対策地域」に指定されていることを知っていましたか。  
(単一選択)

n = 280

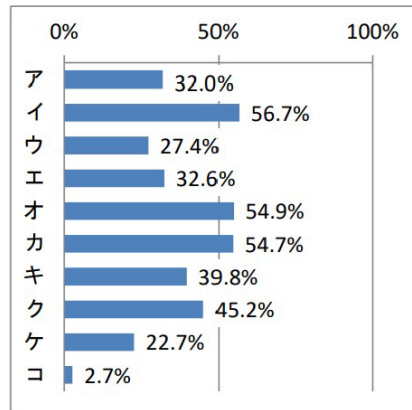
ア	知っていた	34.3%	96
イ	知らない	65.0%	182
無回答		0.7%	2
		100.0%	280



**Q14 横浜市の地震火災対策に今後期待することを教えてください。  
(複数選択可)**

n = 1,539

ア	地域のお祭りやまち歩きといった楽しいイベントの中で地震火災対策を一緒に学べる防災教育の促進	32.0%	493
イ	地震火災のリスクが高いエリアに関する情報の公表	56.7%	872
ウ	古い建物の解体・建替えを進めるための法律相談や技術的な相談などの支援	27.4%	421
エ	古い建物の解体や耐火性の高い建物の新築に関する金銭的なサポート	32.6%	501
オ	管理されていない空き家の解体の促進	54.9%	845
カ	避難場所としての広場や公園の整備	54.7%	842
キ	道路・避難通路の整備や拡幅や行き止まり通路の解消	39.8%	613
ク	発災後に備えるための地域の防災倉庫・かまどベンチ・防災井戸などの設置促進	45.2%	695
ケ	地域での消火訓練の支援	22.7%	350
コ	その他	2.7%	41



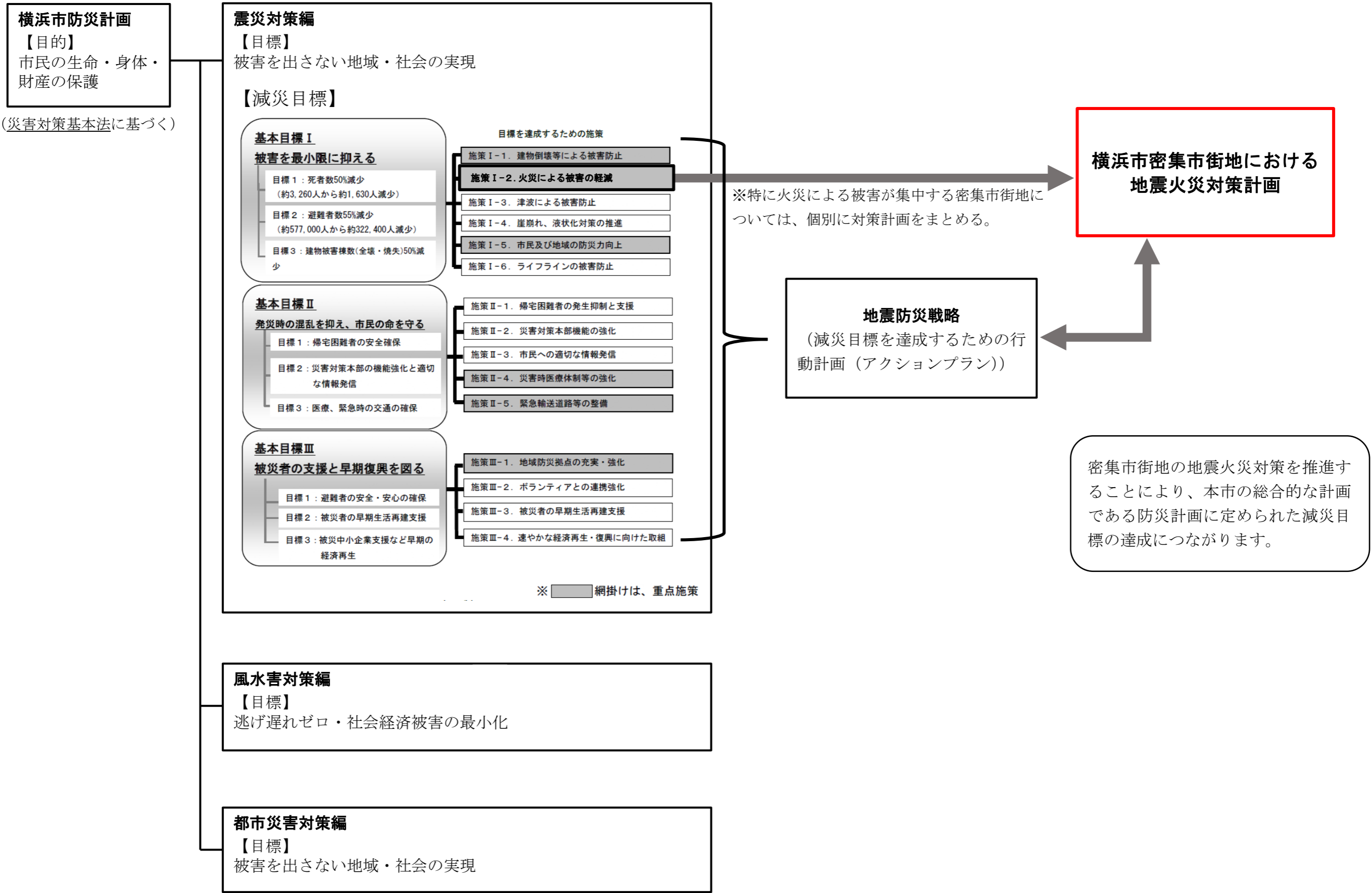
**その他(抜粋)**

市と町内会の連携強化を期待します。具体的には、地域での危険箇所(ブロック塀の倒壊、崖崩れなど)のリストアップと情報共有(広報、町内会回覧板など)です。地域住民の目でチェックすることで防災意識も高まると思います。

自治会に加入していない世帯へ「広報よこはま」等を配布し、広報紙を通じて防災に関する情報を全戸に周知してほしい。

地域防災に関わる人の支援や経済的な支援

□ 地震火災対策計画と防災計画の関係



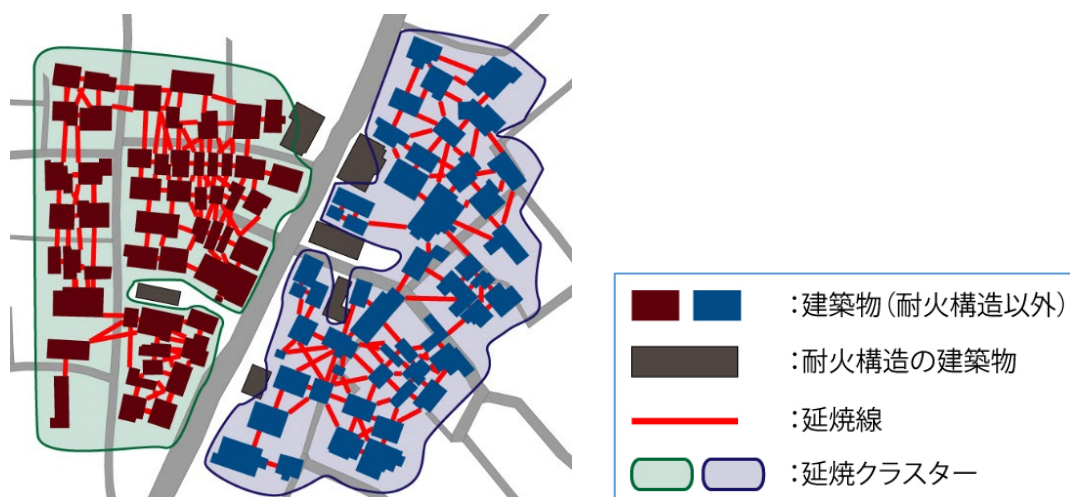
## □ 延焼シミュレーションについて

## 延焼危険性の評価手法の一例

手法	採用	概要
延焼シミュレーション	本計画で採用	時間の概念があり、施策効果をより反映しやすいため、効果を検証しやすい手法。出火点によって結果が大きく異なるため、複数回行うことで平均をとる。
クラスター法	横浜市地震被害想定（平成24年度）で採用	時間の概念がなく、延焼が始まると焼け止まるまで燃え続けるという前提で評価する手法。想定外を無くし、対策を行うべき場所を洗い出すために有効である。
不燃領域率	東京都防災都市づくり推進計画で採用	時間の概念がなく、市街地の燃えにくさを示す手法。不燃領域率が70%を超えると、市街地の延焼の危険性がほぼ無くなるとされている。空地の整備や建物の不燃化対策の効果が反映される。

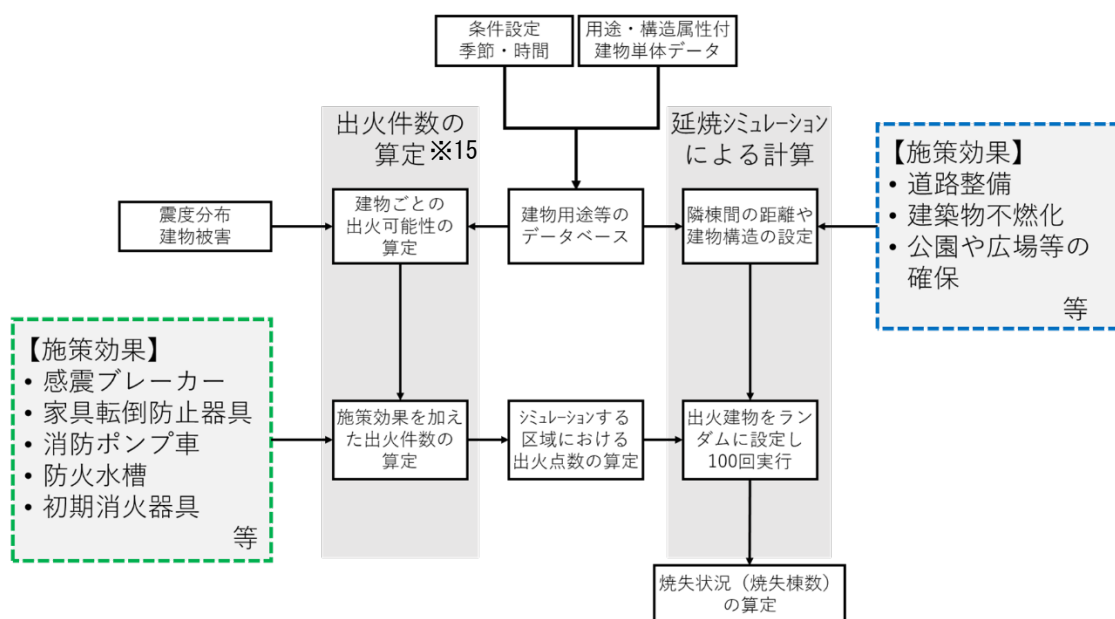
## 【参考】クラスター法の詳細

- ・延焼する可能性のある範囲をひとつの塊（延焼クラスター）として、グループ化する手法
- ・建物間で延焼してしまう距離（延焼限界距離）を建物構造等に応じて、個々の建物ごとに算定し、隣接する建物との距離（延焼線の長さ）を比較し、延焼するか否かの判定を行う。
- ・焼失棟数は、「クラスターに属する棟数」と「クラスター内で少なくとも1棟以上から出火する確率」の積で算出する。
- ・クラスターの中から1棟でも出火すれば、クラスター内の建物は全て焼失する。





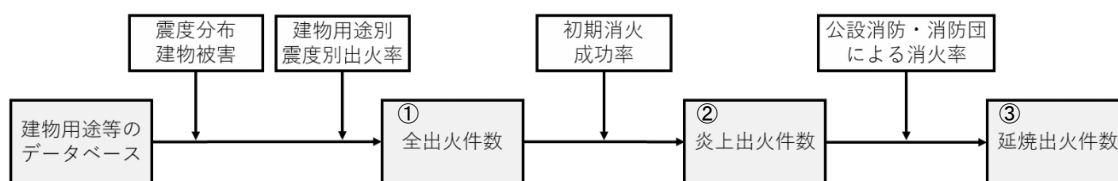
## 延焼シミュレーションによる延焼危険性の算定フロー



### ※15 出火件数の算定の大まかな流れ

- ① 火気器具・電熱器具など、様々な要因による建物ごとの出火可能性（全出火件数）を算定
- ② ①の中から感震ブレーカー設置等の通電火災対策による出火抑制、住民による初期消火等で消火ができるものを除いて、炎上出火件数を求める。
- ③ 公設消防や消防団による消火率を考慮して施策効果を加えた延焼出火件数を求める。

平成 24 年の地震被害想定では、行政区で一律の延焼出火件数としていましたが、今回の算定では建物ごとに延焼出火件数を求めることで、精緻化を図っています。

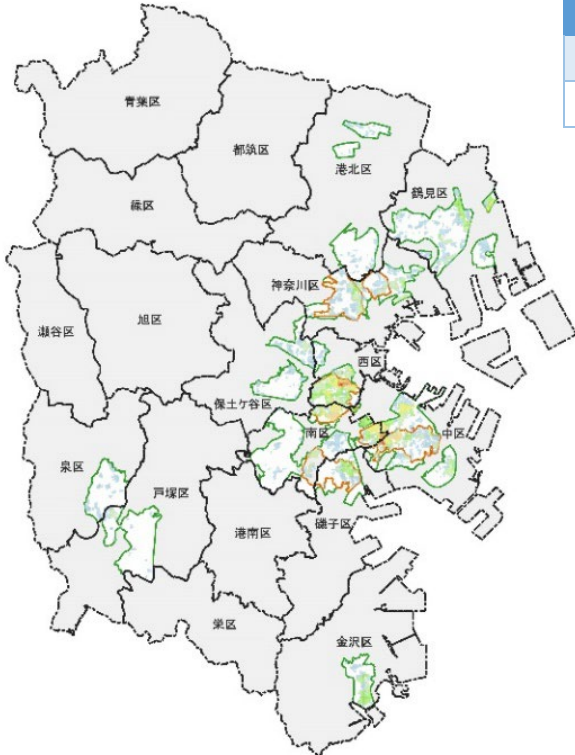


### 延焼シミュレーションの前提条件等

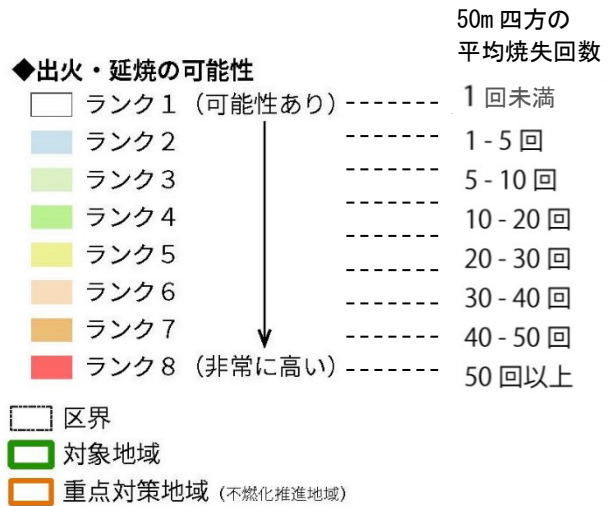
項目	設定
出火点	対象地域内の建物のうち、延焼出火件数を基にランダムに設定
シミュレーション時間	24 時間
飛び火計算	なし
風向・風速	北風・風速 6m/s
気温	5 度（横浜市の 1 月の平均気温）
計算回数	100 回

なお、シミュレーションソフトは、国土技術政策総合研究所から提供を受けたものを用いました。

## 算定結果



項目	R4 年度
発災後 24 時間の焼失棟数	6,900 棟
対象地域の全建物数	188,000 棟



## 算定結果の解説

延焼危険性の図では、「出火・延焼の可能性」によりランク付けしています。出火・延焼の可能性は 50m 四方の地区の平均焼失回数を表しており、50m 四方に含まれる建物について、それぞれ 100 回のシミュレーションで何回焼失したかを計算し、その焼失回数の合計を棟数で割ったものです。赤色に近づくほど 50m 四方の平均焼失回数が多く、延焼危険性が高くなります。

例えば天気予報の降水確率のように表現すると、地震が起きたときの延焼確率として、ランク 6 の地区は 30~40% の確率で延焼・焼失します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{出火・延焼の可能性} \\ \hline \text{(50m 四方の平均焼失回数)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{50m 四方の建物の} \\ \hline \text{焼失回数の合計} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{50m 四方の建物の} \\ \hline \text{棟数} \\ \hline \end{array}$$

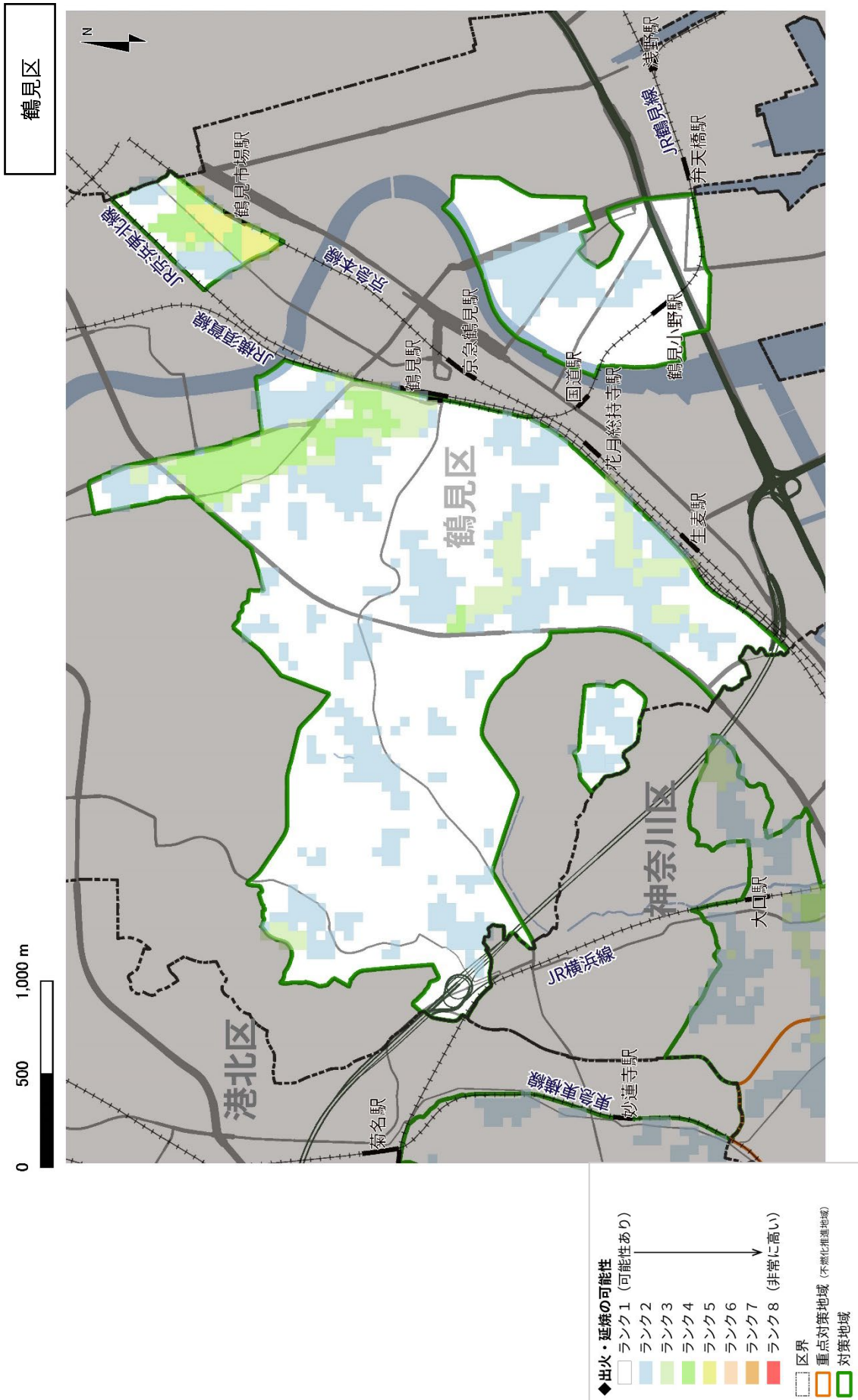
延焼危険性を改善し、24 時間の焼失棟数を減少させるためには

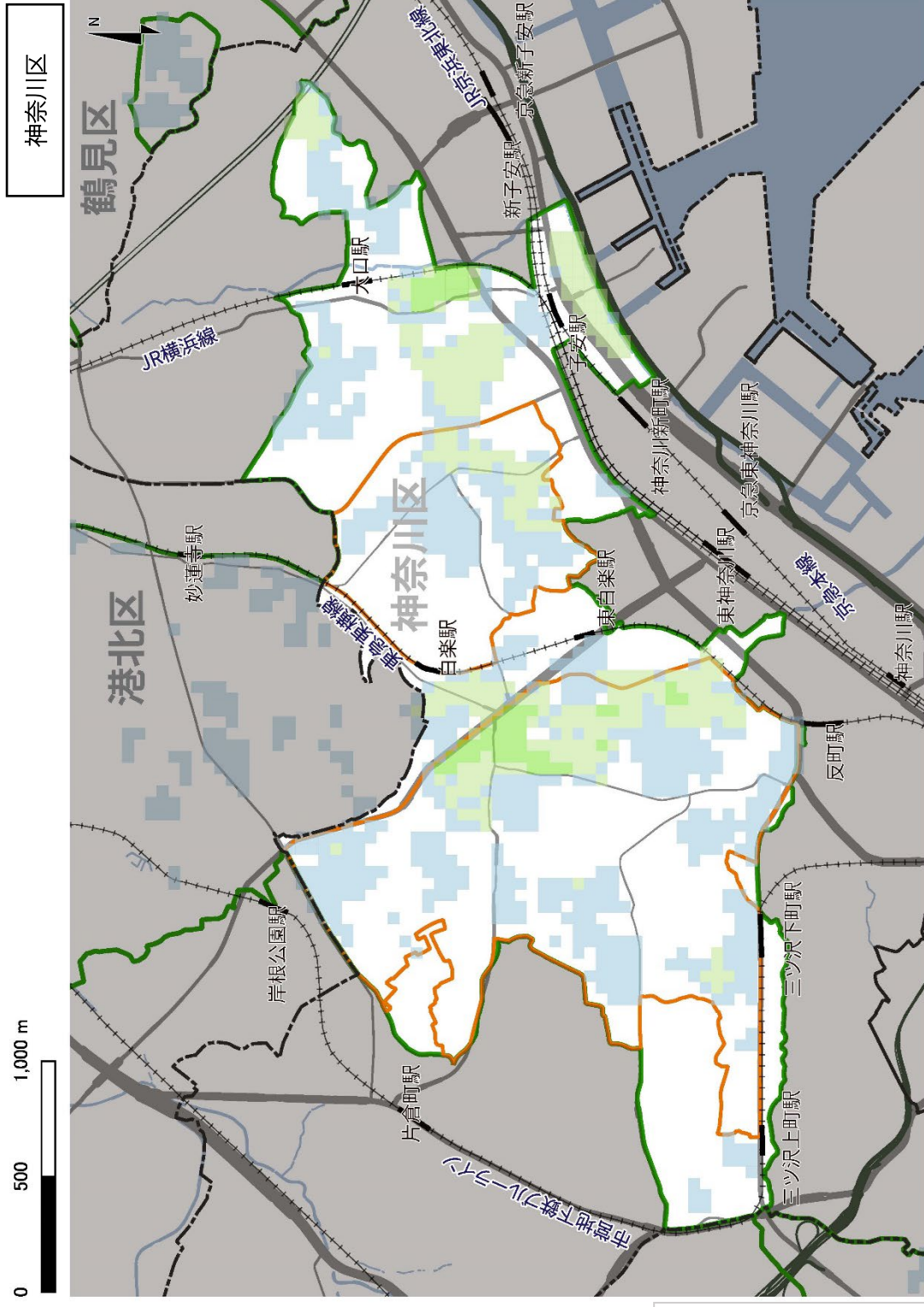
- (1) 通電火災対策や初期消火等により 出火件数を抑えること
- (2) 燃えやすい建物を燃えにくい建物 (準耐火建築物以上) にすることや、幅の広い道路・公園などの空間をつくることで 燃え広がりを抑えること が有効となります。

## シミュレーション時間を発災後 24 時間としている理由

過去の震災では、火災の発生件数は発災初日が極めて多いですが、1 日経つと火災の発生件数や燃え広がりが落ち着いてきています。このことから、震災初日の地震火災の被害を食い止めることが重要と考えています。

そこで、1 日 (24 時間) の被害を把握するため、発災後の 24 時間の被害状況を延焼シミュレーションで分析しました。





神奈川県

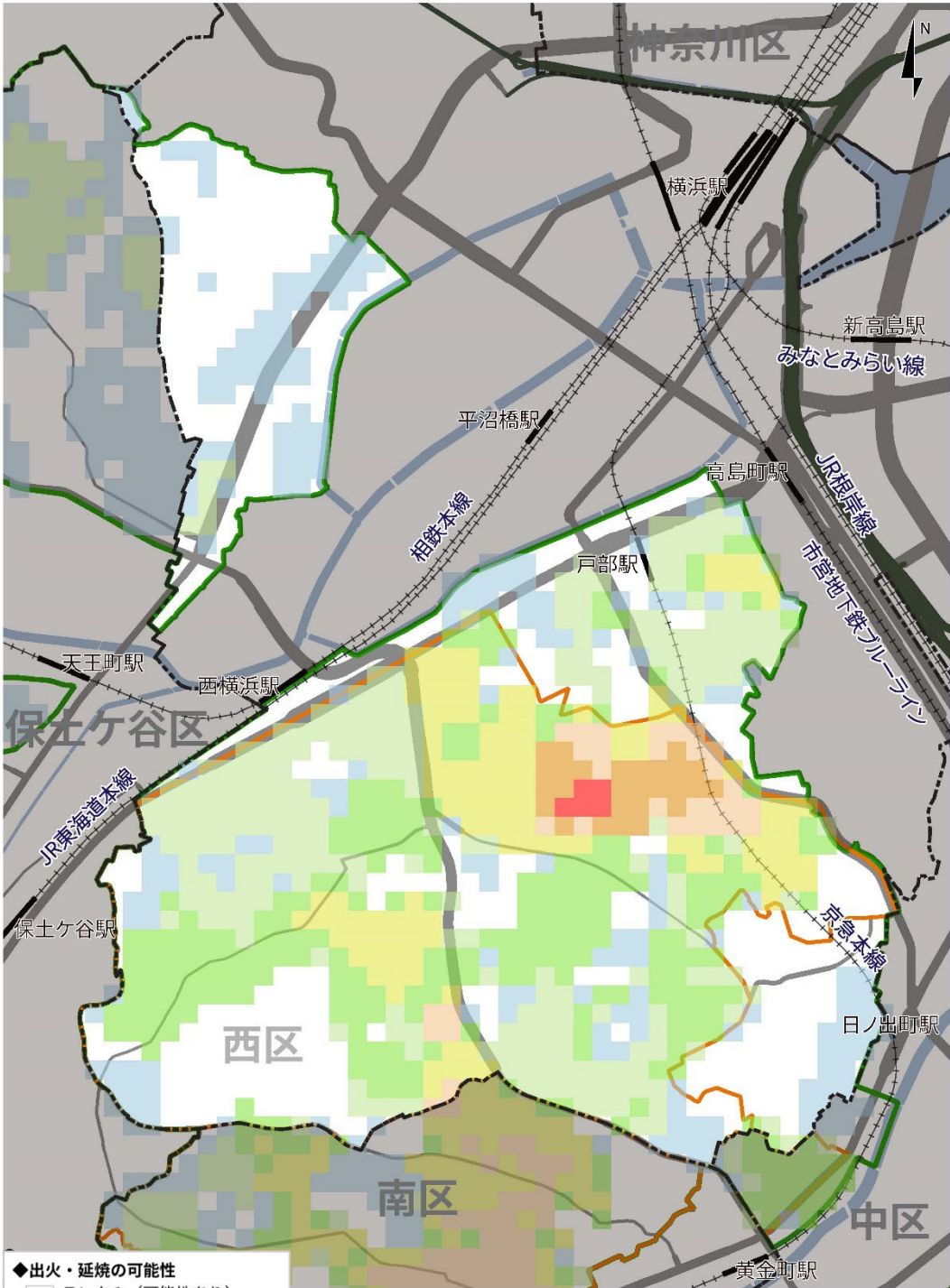
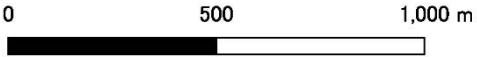
0 500 1,000 m

◆ 出火・延焼の可能性

ランク1 (可能性あり)  
 ランク2  
 ランク3  
 ランク4  
 ランク5  
 ランク6  
 ランク7  
 ランク8 (非常に高い)

区界  
 重点対策地域 (不燃化推進地域)  
 対策地域

西区

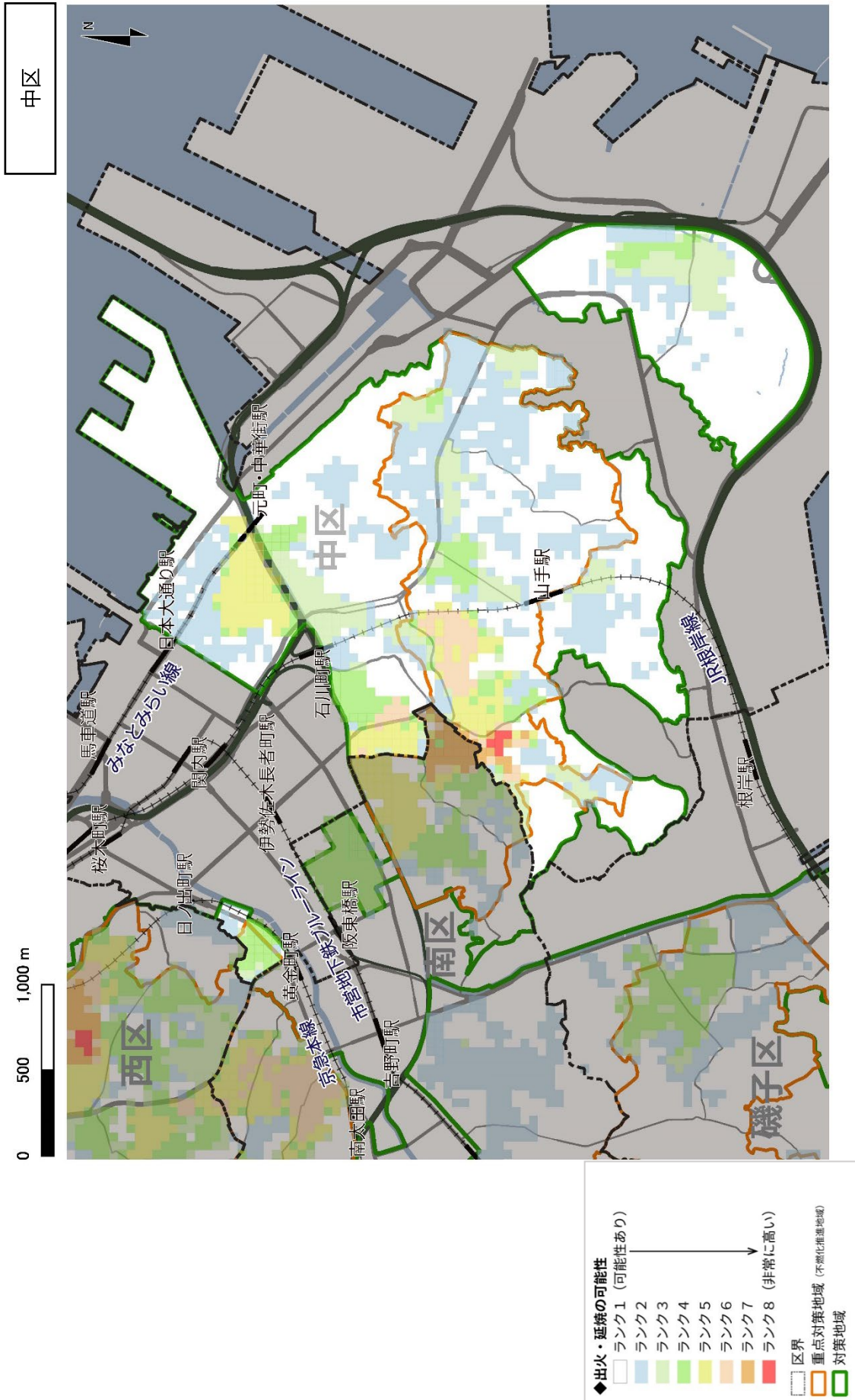


◆出火・延焼の可能性

- ランク1 (可能性あり)
- ランク2
- ランク3
- ランク4
- ランク5
- ランク6
- ランク7
- ランク8 (非常に高い)

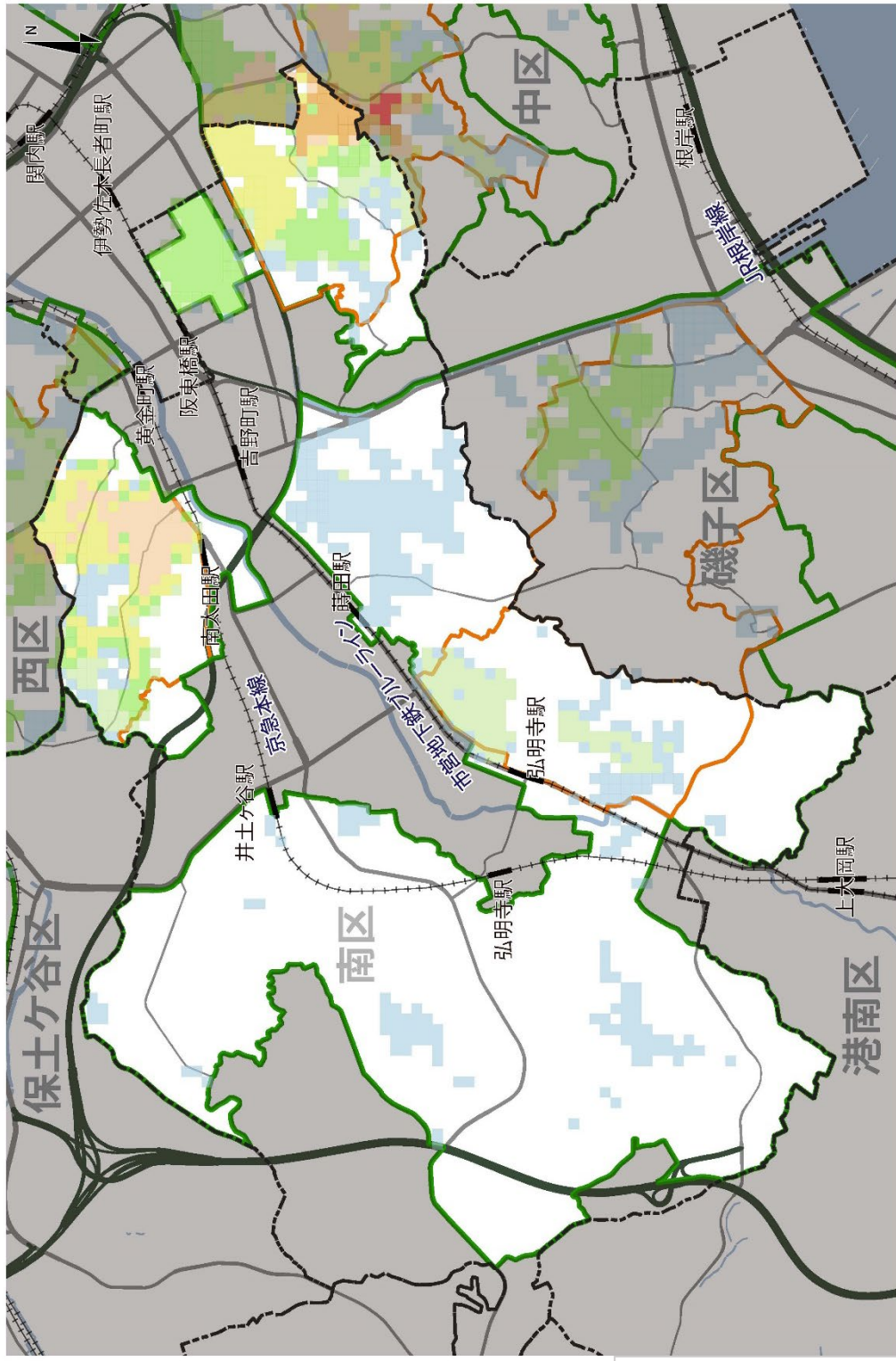
↓

- 区界
- 重点対策地域 (不燃化推進地域)
- 対策地域



南区

0 500 1,000 m

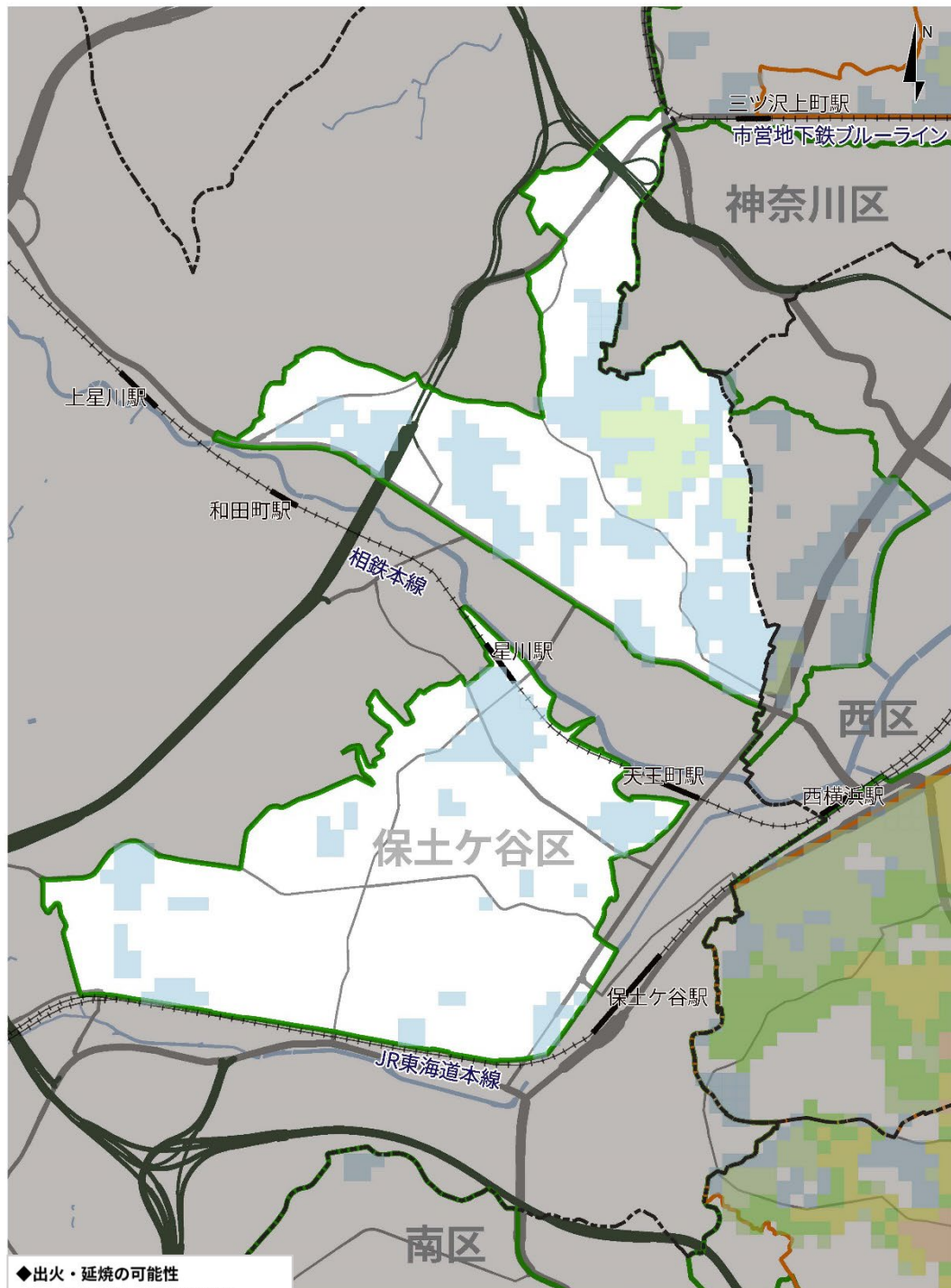
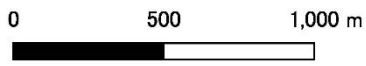


◆ 出火・延焼の可能性

ランク1 (可能性あり)  
 ランク2  
 ランク3  
 ランク4  
 ランク5  
 ランク6  
 ランク7  
 ランク8 (非常に高い)

区界  
 重点対策地域 (不燃化推進地域)  
 対策地域

# 保土ヶ谷区



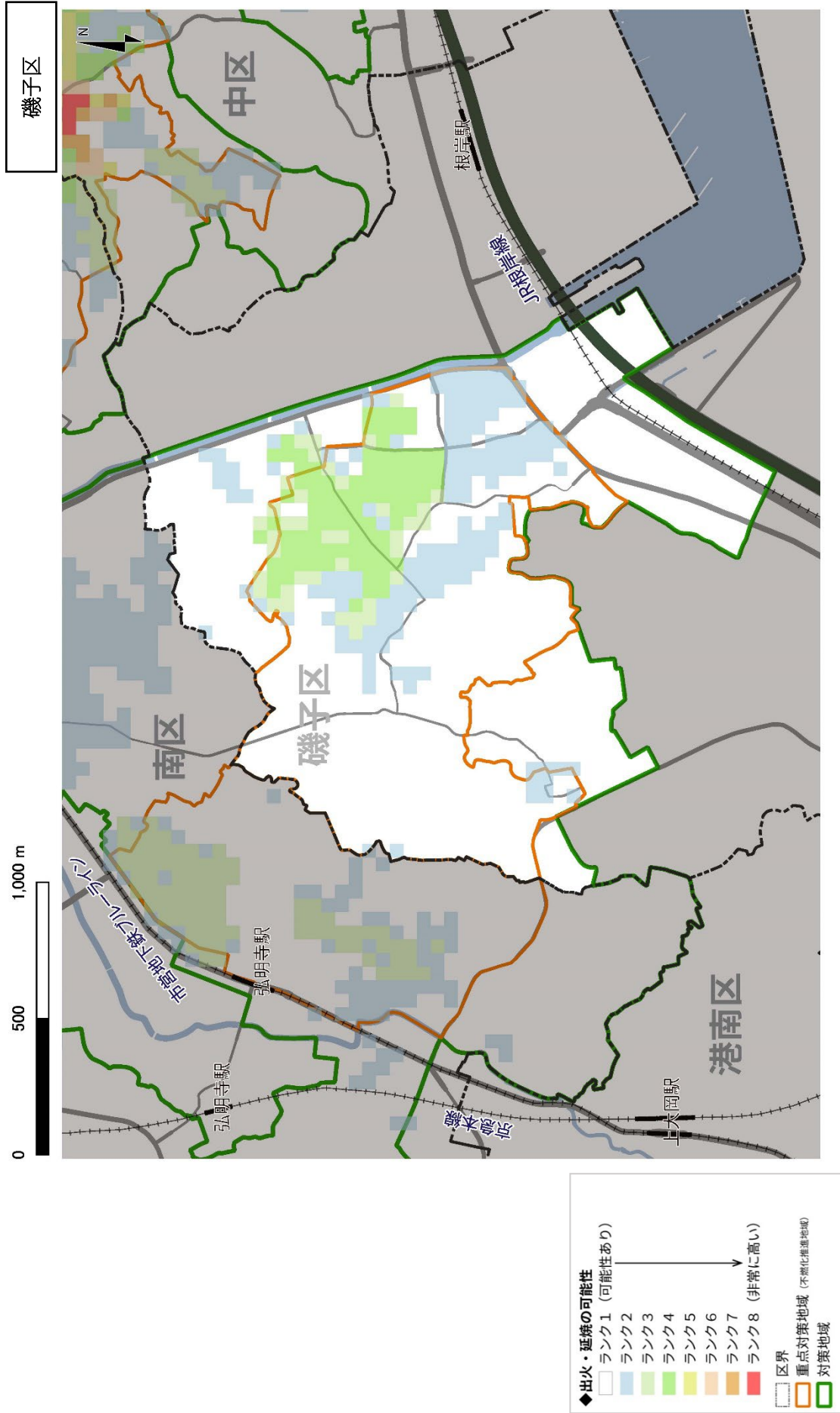
◆出火・延焼の可能性

- ランク1 (可能性あり)
- ランク2
- ランク3
- ランク4
- ランク5
- ランク6
- ランク7
- ランク8 (非常に高い)

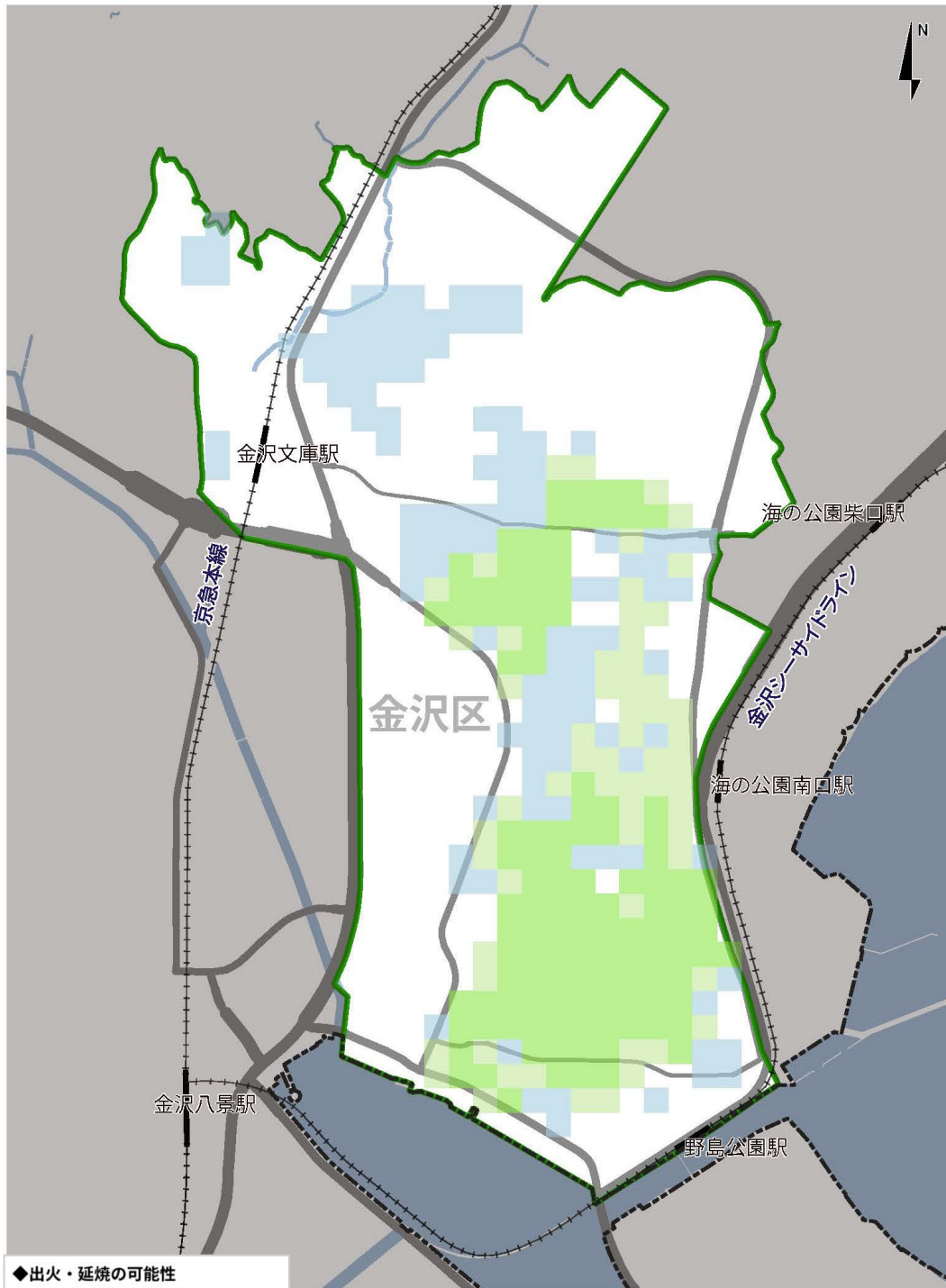
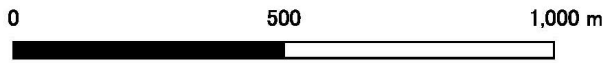
↓

- 区界
- 重点対策地域 (不燃化推進地域)
- 対策地域





# 金沢区



◆出火・延焼の可能性

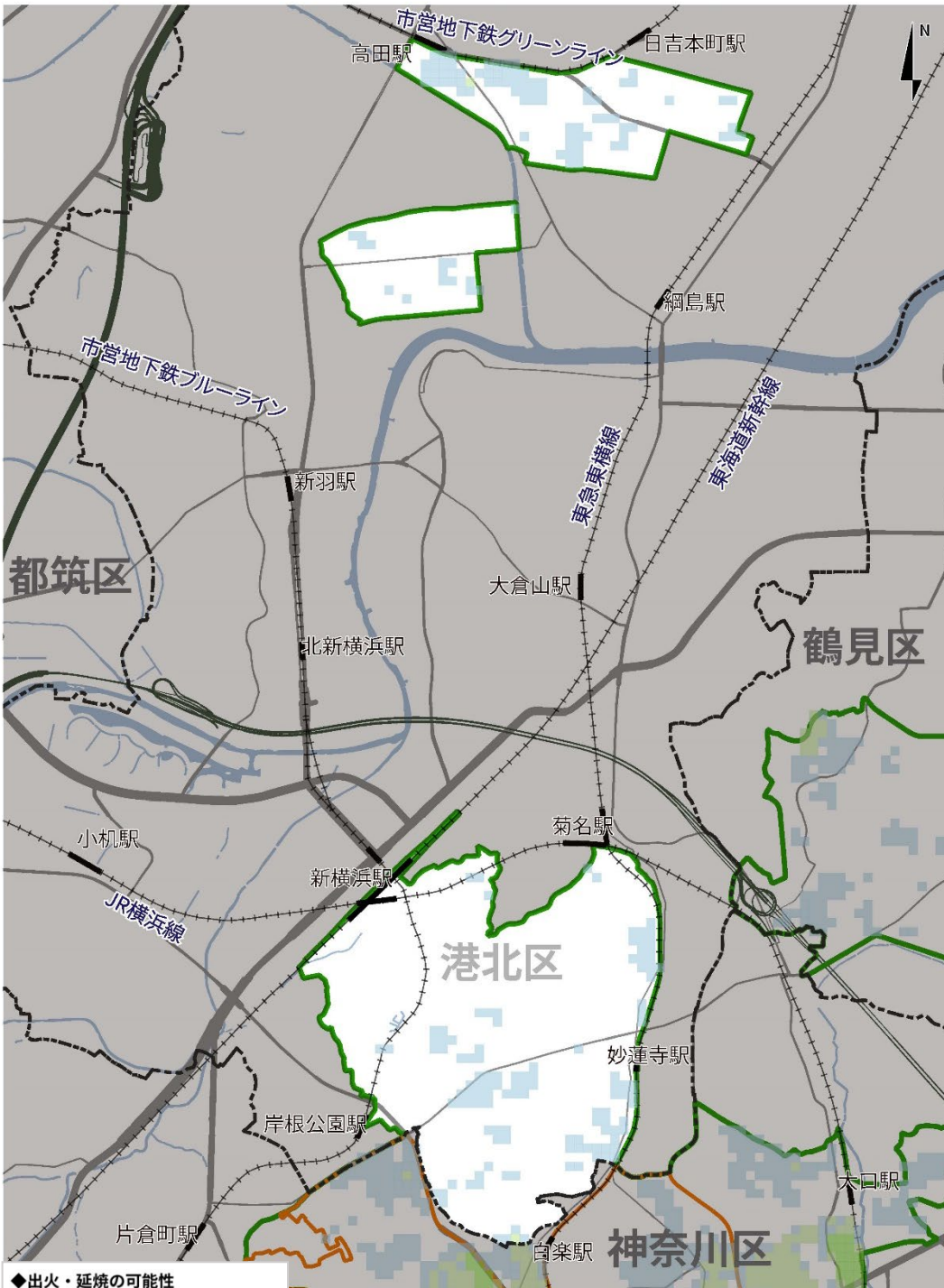
- ランク1 (可能性あり)
- ランク2
- ランク3
- ランク4
- ランク5
- ランク6
- ランク7
- ランク8 (非常に高い)

↓

- 区界
- 重点対策地域 (不燃化推進地域)
- 対策地域

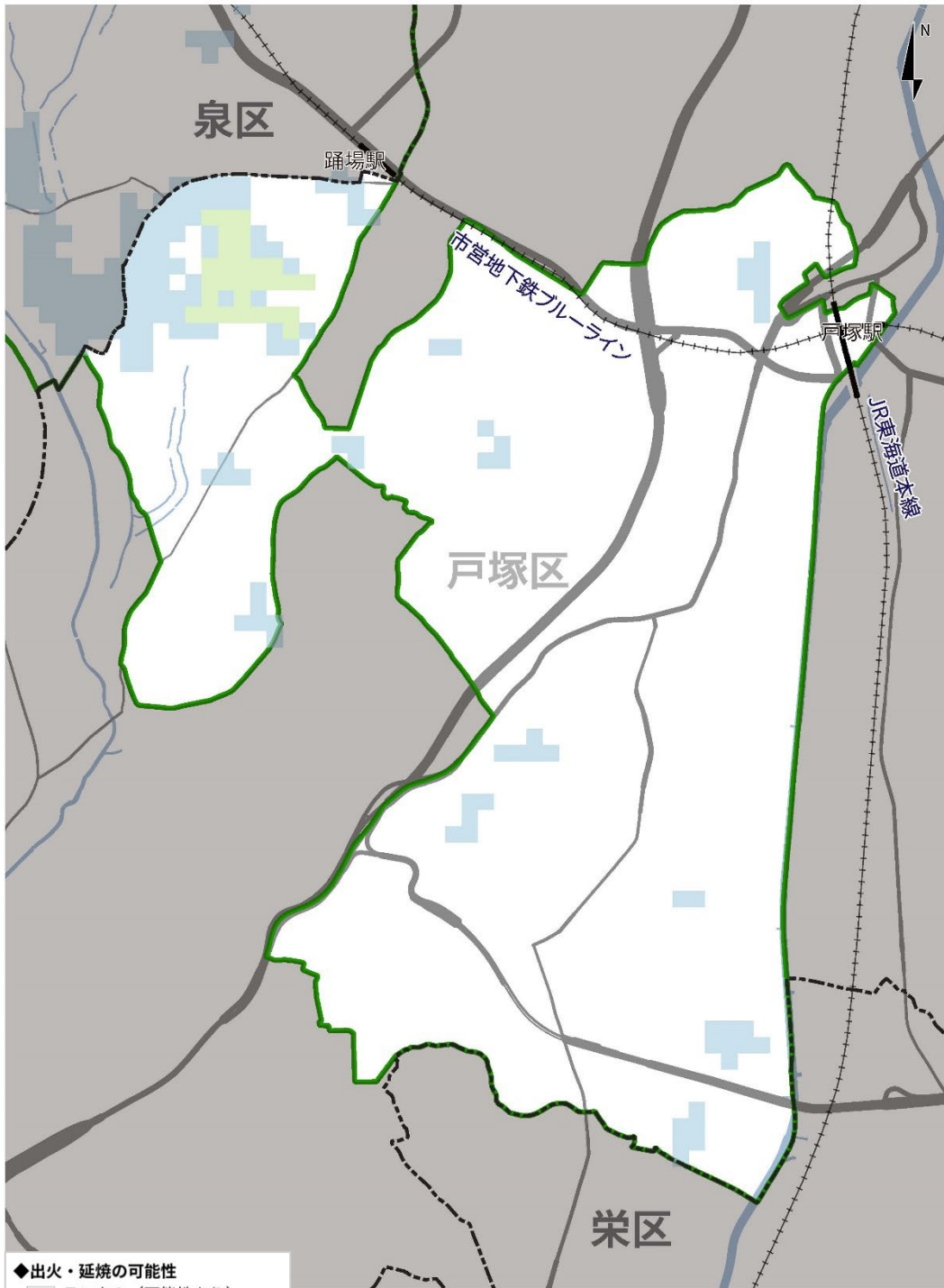
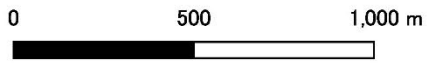
港北区

0 500 1,000 m



- ◆出火・延焼の可能性
- ランク1 (可能性あり)
  - ランク2
  - ランク3
  - ランク4
  - ランク5
  - ランク6
  - ランク7
  - ランク8 (非常に高い)
- ↓
- 区界
  - 重点対策地域 (不燃化推進地域)
  - 対策地域

戸塚区



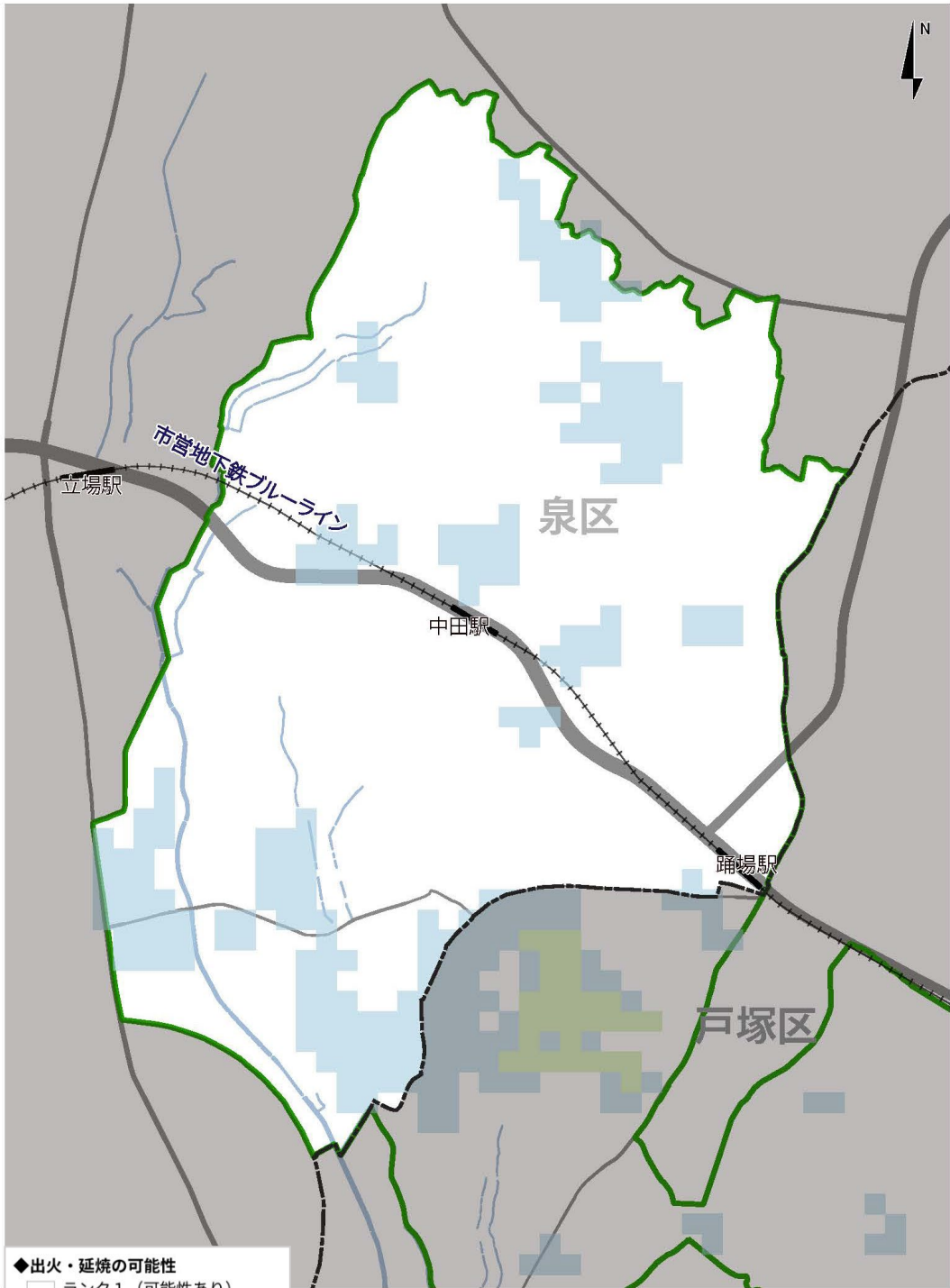
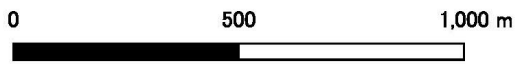
◆ 出火・延焼の可能性

- ランク1 (可能性あり)
- ランク2
- ランク3
- ランク4
- ランク5
- ランク6
- ランク7
- ランク8 (非常に高い)

↓

- 区界
- 重点対策地域 (不燃化推進地域)
- 対策地域

泉区



◆出火・延焼の可能性

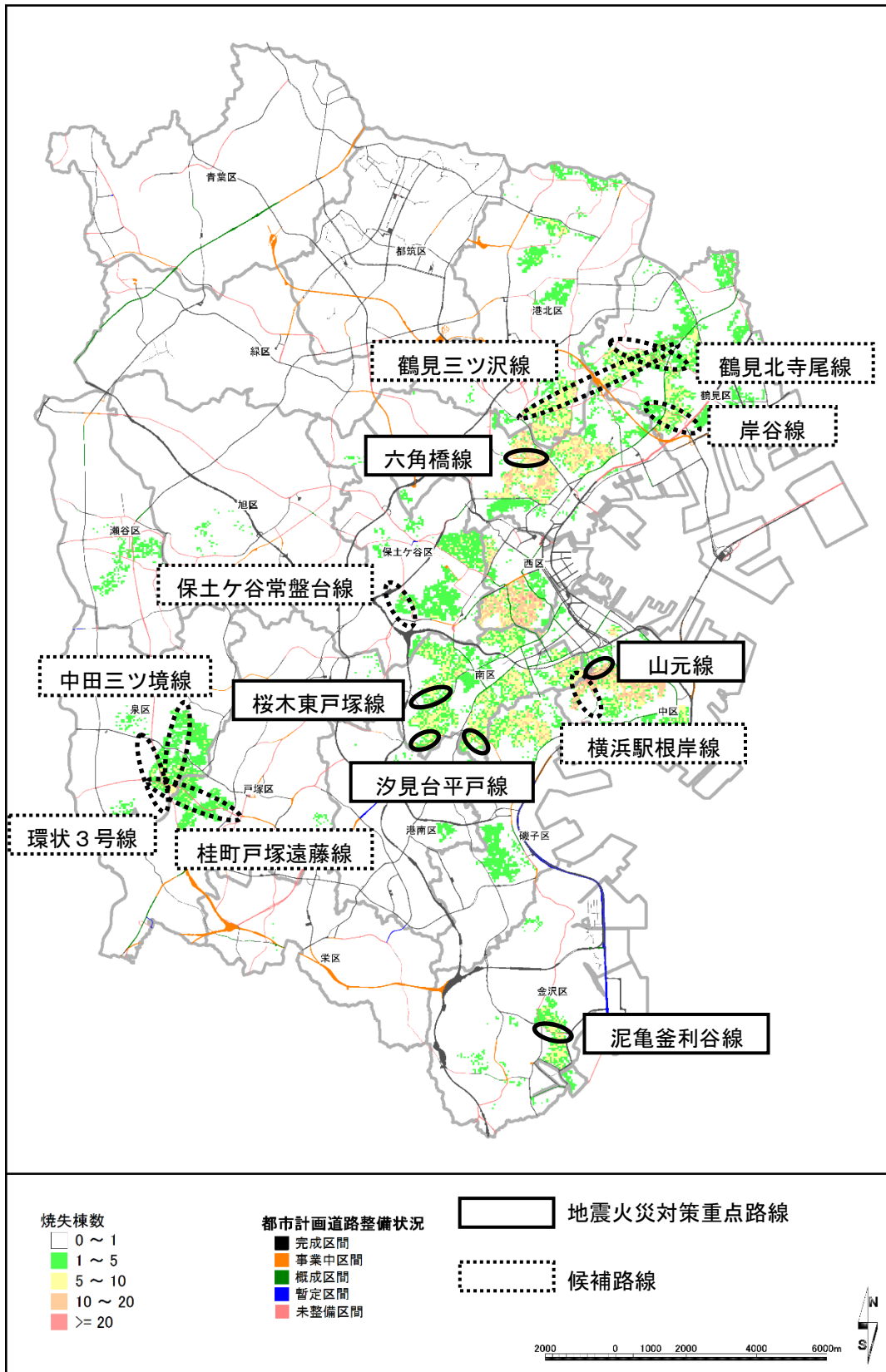
- ランク1 (可能性あり)
- ランク2
- ランク3
- ランク4
- ランク5
- ランク6
- ランク7
- ランク8 (非常に高い)

↓

- 区界
- 重点対策地域 (不燃化推進地域)
- 対策地域

□ 地震火災対策重点路線及び候補路線

位置図



## 地震火災対策重点路線及び候補路線一覧

区	名称		代表幅員 (m)	地震火災対策 重点路線	候補路線
	番号	路線名			
鶴見	3・4・23	鶴見三ツ沢線	18	-	○
	3・4・24	鶴見北寺尾線	18	-	○
	3・4・27	岸谷線	18	-	○
神奈川	3・5・8	六角橋線	15	○	-
中	3・3・4	横浜駅根岸線	25	-	○
	3・6・1	山元線	11	○	-
南	3・4・1	桜木東戸塚線 <sup>※16</sup>	18	○	-
	3・5・2	汐見台平戸線	15	○	-
保土ヶ谷	3・4・11	保土ヶ谷常盤台線	18	-	○
金沢	3・5・3	泥亀釜利谷線	15	○	-
港北	3・4・23	鶴見三ツ沢線	18	-	○
戸塚	3・3・16	桂町戸塚遠藤線	22	-	○
泉	3・3・11	環状3号線	22	-	○
	3・3・16	桂町戸塚遠藤線	22	-	○
	3・6・3	中田三ツ境線	11	-	○

※16 桜木東戸塚線は令和4年度に完了

出典：横浜市政策局、都市整備局

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」，平成27年3月改正

## □ 防災まちづくり計画等を策定した地区一覧

横浜市では、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく「地域まちづくりプラン」「地域まちづくりルール」などが定められています。

以下の地域では、「地域まちづくりプラン」として市民のみなさんが主体的に地域の防災上の課題に取り組む「防災まちづくり計画」等を策定しており、地域と市の連携により防災まちづくり活動を進めています。

区	地区名	まちづくりプラン等
鶴見	市場西中町	鶴見区市場西中町防災まちづくり計画
	下野谷1・2丁目	～地域まちづくりプラン～下野谷1・2丁目防災まちづくりプロジェクト
神奈川	浦島町	浦島町防災まちづくり計画
	六角橋商店街	六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域） 六角橋商店街地区地域まちづくりプラン
	白幡上町	白幡上町防災・防犯まちづくりプラン
西	東久保町	東久保町防災まちづくり計画
	西戸部町	一本松まちづくり協議会防災まちづくり計画
中	本郷町3丁目	住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会防災まちづくり計画
南	三春台	三春の丘まちづくり協議会防災まちづくり計画
	井土ヶ谷上町	井土ヶ谷上町第一町内会地区防災まちづくり計画
磯子	滝頭・磯子	滝頭・磯子地区 防災まちづくり計画
		滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
		浜マーケット地区地域まちづくりルール
金沢	金沢南部	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会防災まちづくり計画
	金沢	金沢地区防災まちづくり計画
合計	13地区	

出典：横浜市 HP

「防災まちづくり推進課 地域まちづくりプラン、ルール、地区計画」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/sonotajigyo/plan-etc.html>

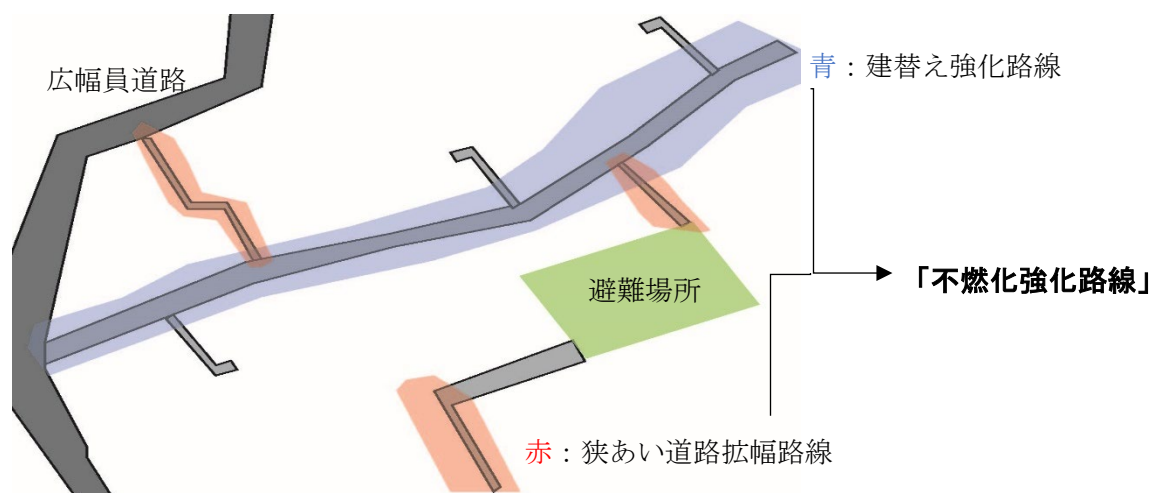


## □ 不燃化強化路線について

延焼危険性が高い地域の中から、延焼危険性の改善と地区外への避難性向上を目的として、地震火災対策計画では、「不燃化強化路線」を指定します。

### 不燃化強化路線の構成

- ・ **建替え強化路線** : 地区の骨格となり、避難の要ともなる路線（青部分）
- ・ **狭あい道路拡幅路線** : 建替え強化路線につながり、避難に有効と考える路線（赤部分）



### 路線の選定方法

- ・ 延焼危険性が高いとされる地域において、「都市計画道路などの広幅員道路」や「広域避難場所・地域防災拠点などの避難所」をつなぐ路線で、幅員4～8mの道路を選定  
→ 「**建替え強化路線**」として位置づけ
- ・ 「広幅員道路」や「避難所」、「建替え強化路線」につながる路線で、幅員4m未満の道路を選定  
→ 「**狭あい道路拡幅路線**」として位置づけ

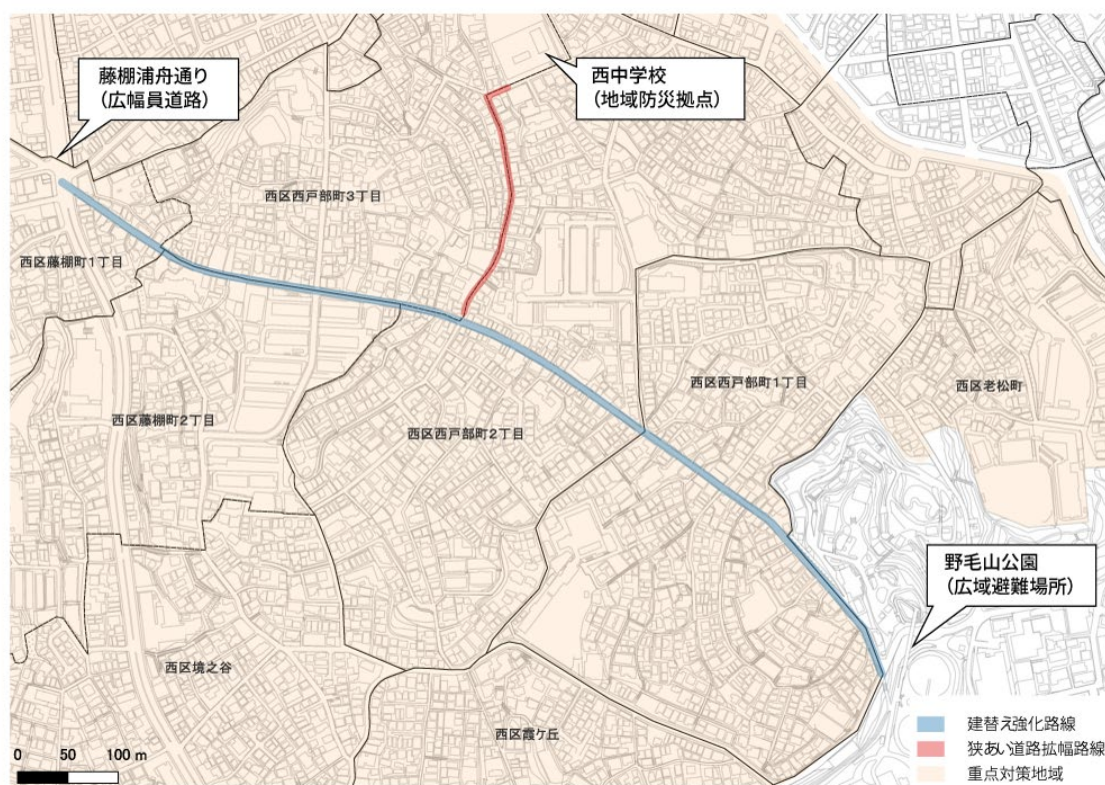
なお、地域の延焼危険性の改善や避難性の向上を目的として路線を選定しているため、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づいて指定された整備促進路線と重複する場合があります。

## 不燃化強化路線の指定一覧

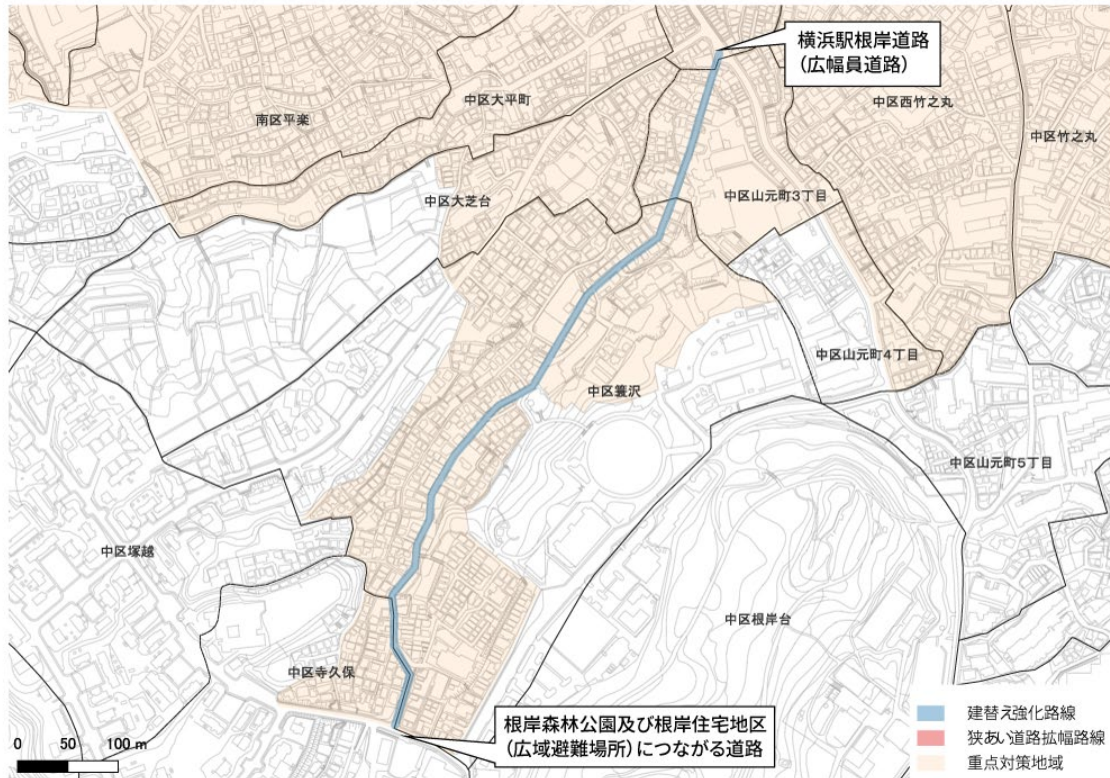
分類	区名	位置
建替え強化	西区	西戸部町1～3丁目周辺（水道道）
建替え強化	中区	簗沢周辺（山元町バス通り～米軍住宅付近道路）
建替え強化	南区	三春台周辺（太田小学校～久保山）
建替え強化	南区	八幡町周辺（地区中心部 南北方向）
狭あい拡幅	西区	西戸部町2丁目周辺（西中学校～水道道）
狭あい拡幅	中区	山元町（横浜駅根岸線～柏葉公園）
狭あい拡幅	中区	本郷町3丁目（善行寺～ガス山通り）
狭あい拡幅	磯子区	中浜町（南西側町丁目境の滝頭疎開道路～北東斜め方向）
狭あい拡幅	磯子区	広地町（西側の町丁目界～疎開道路）
狭あい拡幅	磯子区	滝頭3丁目（東西方向・広地町とつながる路線）

## 不燃化強化路線 位置図

### 西区周辺



## 中区周辺 1



## 南区周辺 1



## 南区周辺 2



## 中区周辺 2



### 中区周辺 3

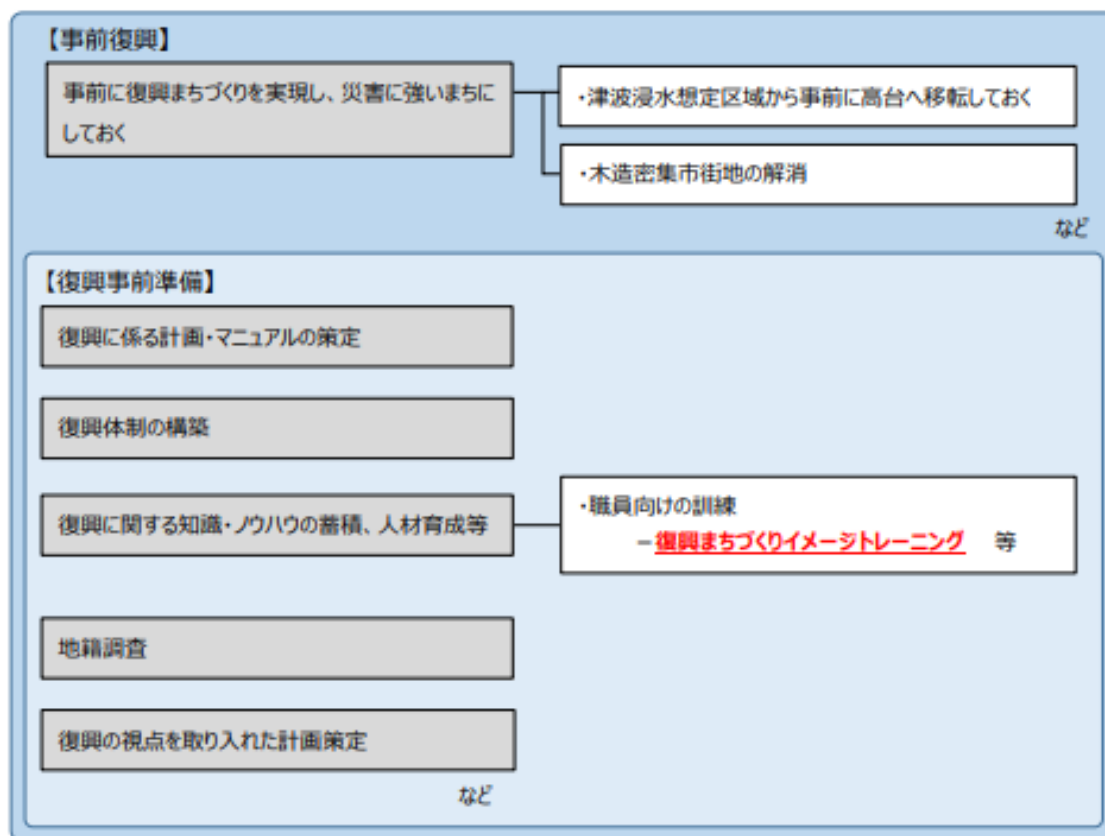


### 磯子区周辺



## □ 復興まちづくり

## 復興事前準備の取組み例

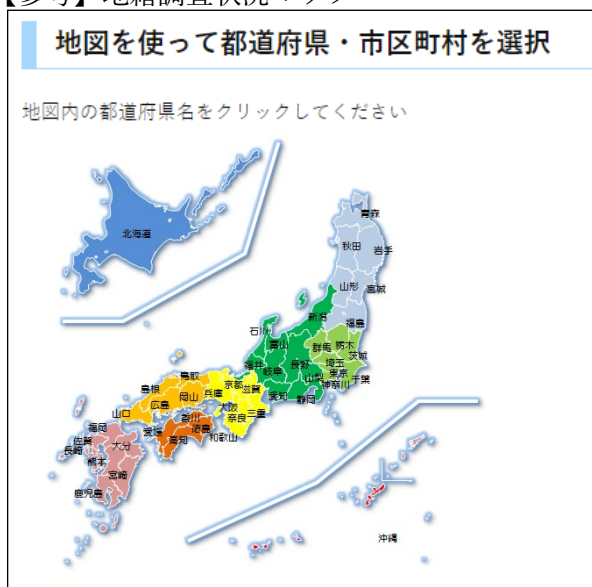


出典：国土交通省 HP 「復興まちづくりイメージトレーニングの手引きについて（2017年5月12日）  
第1章 事前復興準備と復興まちづくりイメージトレーニングについて」  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_fr\\_000032.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000032.html)

## □ 地籍調査の状況

地籍調査の状況は、国土交通省地籍調査 Web サイトで公開しています。

## 【参考】地籍調査状況マップ



出典：国土交通省 HP 地籍調査 Web サイト  
<http://www.chiseki.go.jp/map/index.php>